

改正動物愛護法施行  
令和2年（2020年6月）記念

動物愛護について  
都道府県・自治体からの  
メッセージ集

令和4年（2022年）4月25日（月）  
犬猫の殺処分ゼロをめざす  
動物愛護議員連盟



## <はじめに>

令和元年（2019年）6月に改正動物愛護法が成立し、翌令和2年（2020年）6月に一部施行されたことを受け、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」では、全国の都道府県知事、動物愛護センターを有する地方自治体首長（全130自治体）からのメッセージをいただけるようお願いをいたしました。

その依頼内容は、

- ・2019年に施行された「改正動物愛護法」によって、動物愛護施策においてどのような効果、変化がありましたか？
- ・超党派動物愛護議員連への期待、今後の飼養管理基準など動物愛護法へのご要望など
- ・首長の動物愛護行政に対する思いや動物との関わりなどをお聞かせ下さいなどについてのメッセージをいただきたい、というものでした。

このお願いに対して、93の都道府県・自治体から届いたのがこのメッセージ集です。各メッセージからは、日頃から動物愛護行政に熱心に取り組まれている状況などを知ることができます。

メッセージをいただきました自治体首長の皆さまには、ご多忙中にもかかわらずご対応下さいましたことに深く感謝申し上げます。

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟

【目次】	議員連盟役員からのメッセージ・・・・・・・・・・	P1～
	都道府県知事からのメッセージ・・・・・・・・・・	P7～
	政令市指定都市首長からのメッセージ・・・・・・・・	P54～
	中核市首長からのメッセージ・・・・・・・・・・	P74～

※自治体の掲載順は、それぞれ北から並べております

# 「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」

## 役員からのメッセージ

### ■尾辻秀久 会長（自民党 参議院議員）

皆様におかれましては、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」に対して日頃から並々ならぬ御支援を賜り、衷心より御礼を申し上げます。

当議連は、平成 27（2015）年 2 月 12 日に設立総会を迎えて活動を開始してから、早 7 年が経過致しました。与野党の 100 名近い国会議員が集い、環境省や自治体や団体の皆様とも手を取り合って、人と動物が共生する社会の実現を目指して、環境大臣への申入れなどできることに地道に取り組んで参りました。



そして、私たちは立法府に身を置く者として、動物愛護法をより良いものに改正していくため、平成 29（2017）年より、当議連内に「動物愛護法改正プロジェクトチーム」を設置して、アドバイザーの皆様にもお力添えを頂きつつ、改正すべき事項について精力的に検討を進めてまいりました。法改正を期待する内外の多くの方々から叱咤激励を頂きながら、与野党の枠を超えて議論と検討を続け、令和元（2019）年に各党・各会派のご協力の上で、全会一致による改正動物愛護法に結実させることができました。法改正に御尽力いただいた皆様には、この場を借りて深く感謝申し上げます。

その後、当議連では引き続き「動物愛護法プロジェクトチーム」を設置、政省令で定めるべき飼養基準などの事項について検討を続けてまいりました。超党派議連が法改正のみならず政省令の改正にまで深く関与することは極めて稀ですが、改正法に込めた理念が現場で着実に実施されるように、諸外国での先進事例も参考に多くの提案をし、実際の政省令に多く反映することができました。

人と動物の共生する社会の実現に向けた取組みは、まだ緒に就いたばかりです。当議連としても、引き続き様々なアイデアを出し合い、今回の多くの自治体から頂戴したご意見を参考にしながら、様々な政策を提言し、実施して参ります。今後も、ご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。

## ■牧原秀樹 会長代行 物愛護法 PT 座長（自民党 衆議院議員）

2019年6月12日、動物愛護法改正が参議院本会議で成立したとき、「終わった」という安堵感とともに法改正責任者としての重圧からの解放で倒れこみました。

そもそもは私が環境政務官を拝命した2013年に遡ります。私はパピーウォーカーも含めて小さい頃から犬と一緒に、動物は「家族」という思いを持っていました。そこで約17万頭の殺処分をゼロにしよう、と浅田美代子さんや杉本彩さん、中川俊直議員などと「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プラン」を作り、それが議員連盟結成につながりました。

その後、5年の見直し期限が迫る動愛法改正は当議連がやるしかない、松野頼久議員が座長、私が副座長となって法改正PTを立ち上げ、2017年総選挙後は私が座長となって頻繁にPTを開催し、膨大な時間を要して一つずつ改正項目などを詰めていきました。

法改正の形が整ってくると、全ての政党と議員の賛同が必要な議員立法の困難さに直面しました。特に8週齢規制は関係者の強固な反対や「立法事実」という大きな壁にぶち当たり、最後の最後まで困難を極めました。日本犬協会の皆様とは「伝統と歴史」、罰則の強化では内閣法制局や法務省の先例主義、など数多くの課題を一つ一つクリアーにしていくのは難作業でした。自民党内の根回しや法案審査手続き、国会日程などもぎりぎりでも一日も余裕がない状況でした。なので、成立後は倒れこんだわけです。

この法案成立は奇跡的です。それが可能になったのも、超党派の同志議員、衆議院法制局、環境省、後藤さんなどの事務方、そして後押しをして下さる皆様のおかげです。改めて心からの感謝を申し上げますとともに、人と動物がともに幸せに暮らす、理想の国を引き続き目指していきます。



## ■泉健太 副会長 動物愛護法 PT 副座長（立憲民主党（旧国民民主党）衆議院議員）

皆が動物を愛護する社会へ

「正しい人生を歩みたいと心から思うならば、まずは動物を傷つけるのを止めるべきだ。」アインシュタインの有名な言葉です。私たち超党派議員連盟は、その言葉を日本中に浸透させたい。そんな思いで精力的に関係者と協議を行い、立法活動を行ってまいりました。

我が国にも、数多くの動物の命が不当に扱われてきた悲しい歴史があります。その改善を願う切実な声が国会を動かし、昭和48年に動物愛護法は成立しましたが、その後累次の改正にも関わらず、今もなお行政における犬猫殺処分数はゼロには至らず、また、虐待や劣悪な環境での飼育の問題も解決していません。2019年の改正では、皆様の後押しもあり、動物殺傷は「2年以下の懲役、又は200万円以下の罰金」から、「5年以下の懲役、又は500万円以下の罰金」に改正され、また私からも、動物取扱業の欠格条項に反社会勢力排除の追加を提案し実現するなど、これまでの動愛法に欠けていた実効性を担保し、運用の不備を改善することができました。

しかし、悲惨な流通過程で命を失っている動物の存在も忘れてはなりません。今後も、動物の命を守り、虐待を防ぐため、さらなる法改正を目指してまいります。引き続き党派を超えて現場の声を聴き、皆様との対話のなかで議論を進めることをお誓いいたします。



## ■生方幸夫 元会長代行 元動物愛護法 PT 副座長（立憲民主党 前衆議院議員）

私が動愛法改正に携わるのは今回で3回目でした。毎回改正点を整理し、幾つかは盛り込むことが出来、幾つかは積み残しで、次の改正に回すという作業をしてきました。今回は8週齢規制と動物虐待の厳罰化が最大の焦点だったと思います。両方とも実現したことが大きかったです。

厳罰化は当初、罰金や刑罰を現状より倍以上にするのは、全く問題外とされていましたが、最終的には5年、500万円と大幅な引き上げとなりました。ただ、厳罰化されたのはいいのですが、実際にどれくらい虐待を防ぐ体制と取れることが出来るのかが、これからの問題点となります。やはり、アニマルポリスのような動物虐待を専門にとりしめる部門を日本にも作る必要があるのではないかと思います。

動物の殺処分については、「国際基準」に準拠しなければならないという文言が入りました。これによって、いままで動物愛護センターにあったガス室で大量に動物を殺処分することは出来なくなりました。

もちろんこれだけで済む訳ではありません。今度の改正でも愛護センターの位置づけをきちんとしましたが、全国にある動愛センターが全面的に改修された訳ではありません。

最大の壁となっているのが、動物愛護関係予算の少なさです。予算額は3億円強ぐらいしかありません。これを一桁多くする必要があります。そうすれば、全国にある愛護センターを里親探しの交流の場や、終生飼養施設に改修することができるはずです。



## ■中野洋昌 副会長 動物愛護法 PT（公明党 衆議院議員）

私は、法改正当時、公明党の動物愛護管理推進委員会委員長、超党派議連の副会長として改正に携わらせて頂きました。

私の地元の尼崎市では、特定非営利活動法人 C.O.N など動物愛護団体の皆様が活動されており、私も地方議員の皆様と共に、のら猫の保護や譲渡などの現場の声を伺ってきました。

今回、公明党では、①動物虐待の厳罰化②8週齢規制の実現③悪質な動物取扱業への指導監督のため、基準の具体化や規制強化などの意見を諸先輩方にご指導を賜りながら取りまとめ、議連に申し入れました。結果、様々な取組みが大きく前に進む法改正が実現しました。また、小泉環境大臣（当時）にも、超党派議連の提案を受け止めて頂き、施行に向け最後まで努力して頂きました。

私が特に力を入れたのは、動物虐待の厳罰化です。公益財団法人動物環境・福祉協会 Eva の杉本彩理事長から、残虐な動物虐待の実態を教えて頂き、最大懲役2年の動物殺傷罪を、器物損壊罪以上の5年まで引き上げる事を強く求めました。法制的には非常に難しいとの声も強かったのですが、党内では特に太田昭宏議長（当時）に応援して頂き、また、Eva 様が25万筆の署名を集められるなど、厳罰化を求める声の実現に向けた大きな後押しとなりました。

今回、困難な合意形成に向けご尽力頂いた全ての関係者の方々に、改めて感謝申し上げます。残された課題はまだありますが、今後とも、人と動物が共生する社会を目指し、尽力していきます。



## ■武田良介 動物愛護法 PT（日本共産党 参議院議員）

超党派の「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」で取り組んできた動物愛護法の改正が2019年6月、ついに果たされました。愛護団体の粘り強い働きかけや国際的な動物福祉の考え方が広がるなかでの改正であったと思います。関係者のみなさまに敬意を表します。

犬や猫の殺処分件数は減少傾向にありました。私は長野県小諸市にあり、動物愛護センター・ハローアニマルの活動を知り、注目しています。ハローアニマルでは、犬猫の譲渡はもちろん、地域のボランティアの方々の協力を得て、適正飼養支援事業や動物介在活動に取り組んでおられました。こうした活動が、今後よりいっそう求められます。

今回の法改正では、都道府県は動物愛護管理センターを設置し、適正飼養・保管の専門知識をもつ動物愛護管理担当職員を置き、政令市・中核市、特別区にも動物愛護管理担当職員を置くよう努めるとしました。今後、担当職員の増員や、保健所の役割強化、自治体への予算増額などが必要になってくると考えられます。法改正の議論で重視されたのは、悪質業者への規制強化でした。その趣旨を踏まえて数値基準を設定していくことも求められます。

今後検討すべき事柄は多岐に渡ります。愛玩動物、産業動物、実験動物、展示動物、支援用動物、野生動物など、それぞれの分野で考え方は異なります。そもそも、犬猫以外の動物についてどう考えるかという課題もあります。人と動物が共生できる社会に向けて、各分野の実情を正確に把握し、認識の共有を図る議論が求められています。



## ■串田誠一 元動物愛護法 PT 事務局次長（日本維新の会 前衆議院議員）

数値規制ができたことで曖昧な基準でなくなったことは大きな前進だと思います。特に犬の繁殖回数を6回に定められるかどうか最後まで交渉が続き、実現できたときにはとても嬉しかったです。但し、猫の繁殖回数、帝王切開、オスの引退時期等々とりまとめに取り入れられなかったことは無念です。

これからも規制しなければならないものは多くあります。5年ごとの見直しは長くても5年という意味であって必要なものは即座に見直すべきです。更に日本は教育の場からもう少し動物たちのことに触れていく必要を感じています。

超小型の犬や猫を可愛いと思うのはわかりますが、その子どもたちを産むために帝王切開を強いられていることもあります。変わった座り方をする猫が可愛いと思うことはわかりますが、それが遺伝子疾患であることを知っていたら違った見方をするかも知れません。

規制することは大切ですが求める側からも変わっていく必要があるように思います。動物の不都合な真実を国が伝えることにこれまで積極的でなかったことは私たち国会議員も反省しなければならないと思います。虐待に対する厳しい処罰になりましたがそのための周辺整備が不十分で今後の課題です。

最後に動物を愛する皆様から驚くほどのハガキやメール、FAXを頂きました。今も届いています。この声に応えないといけないと思っています。動物愛護へのたゆまぬご尽力に心から感謝申し上げます。



## ■福島みずほ 事務局長（社民党 参議院議員）

2017年、犬猫殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟議員で議員立法として動物愛護法改正法案に全力で取り組むことになりました。プロジェクトチームを作り良いものを出そうと毎回熱い議論をしてきました。超党派の各政党の皆さん、アドバイザリーボードとしてこの問題に取り組んでこられた学者、弁護士、市民団体のみなさんが根気強く、何十回も熱く長期間にわたり協力していただきました。様々な業者の皆さんにも来ていただきヒアリングを行いました。ご参加下さった全ての皆さんに心から感謝を申し上げます。また、衆議院法制局の皆さん、環境省の皆さんにも粉骨砕身、長時間本当にエネルギーを注いでくださったことにも心から感謝をいたします。



今回の改正の大きな獲得目標のひとつは、前回の改正時に附則で49日が規定されていた件に関して附則を削除し、本則の8週齢に戻す事がありました。また殺処分の場所でもあった動物愛護センターをその名前の通り、動物愛護センターとして位置づけ、自治体の動物愛護管理担当職員の拡充などを盛り込んだことも良かったことです。また数値規制の具体的な条文を作り、動物殺傷罪等の厳罰化や動物の所有者又は占有者の責務規定の拡大、不適切飼養に対する指導の拡充、獣医師による通報の義務化など盛り込みました。

動物福祉の事などまだまだ盛り込まれなかった点もあり、道半ばと言う感じですが、超党派で全会一致で力合わせて成立させることができたことは大きな一歩前進だと思います。全国のたくさんの皆さんの動物への愛情なくして今回の法律改正は実現できませんでした。たくさんの皆さんに心から感謝を申し上げ、動物改正法案のさらなる改正を目指そうと思います。一緒にこれからもやっていきましょう。

**参考資料****犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の設立・活動  
動物愛護法改正の経緯**

■：動物愛護法改正・施行関連

## 【これまでの経緯】

■2012年9月	<b>前回の改正動物愛護法が成立</b>	
■2013年9月	<b>前回の改正動物愛護法が施行</b>	
・2014年8月28日	設立準備会	呼びかけ人・著名人の挨拶、牧原プランの説明
・2015年2月12日	設立総会	名称・会則・役員・活動計画の承認、 全国知事会への申入れ
・2015年7月6日	第2回総会	団体等からのヒアリング
・2015年9月24日	第3回総会	環境省への申入れ、今後の活動計画
・2016年11月21日	第4回総会	<b>動物愛護法改正PTの設置</b> 、2012年改正の概要 改正の概要と今後の課題
・2017年3月9日	第5回総会	法改正までのスケジュール、論点案 動愛法改正PTで関係者ヒアリングを開始
・2017年6月12日	第6回総会	中間とりまとめの報告
・2017年11月16日	第7回総会	役員補欠選任、活動報告
・2018年1月23日	第8回総会	活動報告、8週齢規制のヒアリング
・2018年7月11日	第9回総会	<b>取りまとめ案の報告</b> 【PT合同会議】
・2018年12月11日	第10回総会	骨子案の報告【PT合同会議】
・2019年5月22日	第11回総会	改正案の報告・承認【PT合同会議】
■2019年6月19日	第12回総会	<b>改正動物愛護法の成立</b> 報告【PT合同会議】
・2019年12月2日	第13回総会	役員補欠選任、活動報告、環境省予算説明、 動物愛護法PTの設置
・2020年11月25日	第14回総会	動物愛護法PTの活動報告、環境省予算説明
・2020年4月3日	<b>飼養管理基準の要望書を小泉環境大臣に提出</b>	
■2020年6月	<b>改正動物愛護法施行（一部）</b>	
・2021年5月24日	第15回総会	動物愛護法PTの活動報告、環境省新飼養管理基 準の説明
■2021年6月	数値規制／8週齢規制施行	

## 【今後の予定】

■2022年6月	ケージの広さ／交配年齢等／上限飼育数第1段階が施行（予定） マイクロチップ装着義務化が施行（予定）
■2023年6月	上限飼育数第2段階が施行（予定）
■2024年6月	上限飼育数完全施行（予定）
■2025年6月	今回の改正動物愛護法施行から5年目



<b>北海道</b>	首長のお名前	<b>鈴木 直道</b>	担当部署	環境生活部環境局自然環境課
------------	--------	--------------	------	---------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟 御中

動物愛護行政へのご尽力に感謝いたします。

北海道では「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、平成20年に「北海道動物愛護管理推進計画」を、平成30年には計画期間を10年間とする第二次計画を策定して、施策の目標値を設け、動物愛護管理施策を進めております。

犬・猫の引取り数・・・基準値を半減 目標を達成中

指 標	基準値(H28)	R2実績	目標値(R9)
犬猫引取数	5,414頭	1,084頭	2,707頭

犬の飼い主への返還率・基準値の10%増

指 標	基準値(H28)	R2実績	目標値(R9)
犬の返還率	56.3%	44.1%	61.9%

犬・猫の致死処分数・・・基準値を半減 目標を達成中

指 標	基準値(H28)	R2実績	目標値(R9)
犬猫の致死処分数	1,158頭	75頭	579頭

北海道は動物愛護管理センターが未設置であり、保健所犬舎において犬猫の保護収容等をおこなっている状況ではありますが、犬猫保護団体との連携などにより、収容犬猫の譲渡を進め、殺処分を大幅に減らしてきました。今後も、一般飼い主へは適正飼養と終生飼養の徹底などの普及啓発、事業者へは指導等を通じて犬猫の適正な取扱と販売を進め、全体の引取数の減少等を図っていきたいと考えています。

貴連盟がご尽力されました改正動物愛護管理法の施行では、動物取扱責任者資格の要件、飼養管理基準の導入、罰則強化など、都道府県等が不適正な飼養や事業者に対応できるものとなりました。

一方、自治体では、事業者への指導を担当する職員数や動物愛護に割ける予算は限られており、改正法の遵守指導、動物愛護の意識の高まりによる多くの動物虐待の通報への対応、愛玩動物看護師養成学校の指定業務など、動物愛護に携わる職員の業務負担が増加し続ける状況があります。

また、地域で問題となるような不適正な飼養、高齢者のペット問題、多頭飼育崩壊といった社会問題を含む課題は動物愛護のみでは解決が困難であり、関係機関が広く連携して対応することが必要であり、そのためには、国による財政的支援や関係省庁との連携、動物取扱責任者資格制度の確立といった民間活用も含め、自治体の負担を軽減する施策の実施についてもお願いしたいと思います。

北海道知事 鈴木 直道

<b>青森県</b>	首長のお名前	<b>三村 申吾</b>	担当部署	健康福祉部保健衛生課
------------	--------	--------------	------	------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、動物の命が大切にされる社会の実現を目指し、日々御尽力いただいておりますことに心から敬意を表します。

令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物取扱業者のさらなる適正化や、動物の不適切な取扱いへの対応の強化等が段階的に施行されることとなったことに伴い、青森県では、動物取扱業者に対する監視指導の強化や、飼い主等に対する繁殖制限措置の徹底を図るための普及啓発等に取り組んできたところです。

その結果、本県の令和2年度致死処分頭数は、平成30年度と比較し、約23%減少するなど、本県における動物愛護施策の推進が着実に図られたものと認識しています。また、本年3月には「青森県動物愛護管理推進計画」を改定し、令和12年度までに、致死処分頭数が平成30年度対比で50%減となることを目標に、様々な施策に取り組むこととしています。

青森県といたしましては、今後とも県民一人ひとりが動物を愛する気持ちと動物の正しい飼い方について理解を深め、人と動物が共生できる住みよい青森県を目指していきますので、皆様のより一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

青森県知事 三村 申吾

<b>岩手県</b>	首長のお名前	<b>達増 拓也</b>	担当部署	環境生活部県民くらしの安全課
------------	--------	--------------	------	----------------

貴連盟におかれましては、今般の動物愛護法改正に御尽力されましたことに、心から敬意を表します。

岩手県では、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわてを目指し、いわて県民計画（2019～2028）の中で、動物のいのちを大切にする社会をつくるための取組を推進しております。また、「岩手県動物愛護管理推進計画」において、犬猫の終生飼養、適切な繁殖制限措置の推進による保健所での引取り頭数の削減、動物の返還・譲渡の推進による生存機会の拡大などにより、殺処分頭数の削減に取り組んでおります。

令和元年6月の動物愛護法の一部改正により、令和3年6月からは新しい飼養管理基準が施行されたことから、事業者に対し、適切な飼養管理が行われるよう対応してまいります。

今後とも、市町村や関係団体のほか、ボランティアなどの関係者との連携協力のもと、動物愛護管理に関する施策を総合的かつ効果的に推進してまいりますので、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の御発展と御活躍を祈念し、メッセージといたします。

岩手県知事 達増 拓也

<b>宮城県</b>	首長のお名前	<b>村井 嘉浩</b>	担当部署	環境生活部 食と暮らしの安全推進課 環境水道班
------------	--------	--------------	------	----------------------------

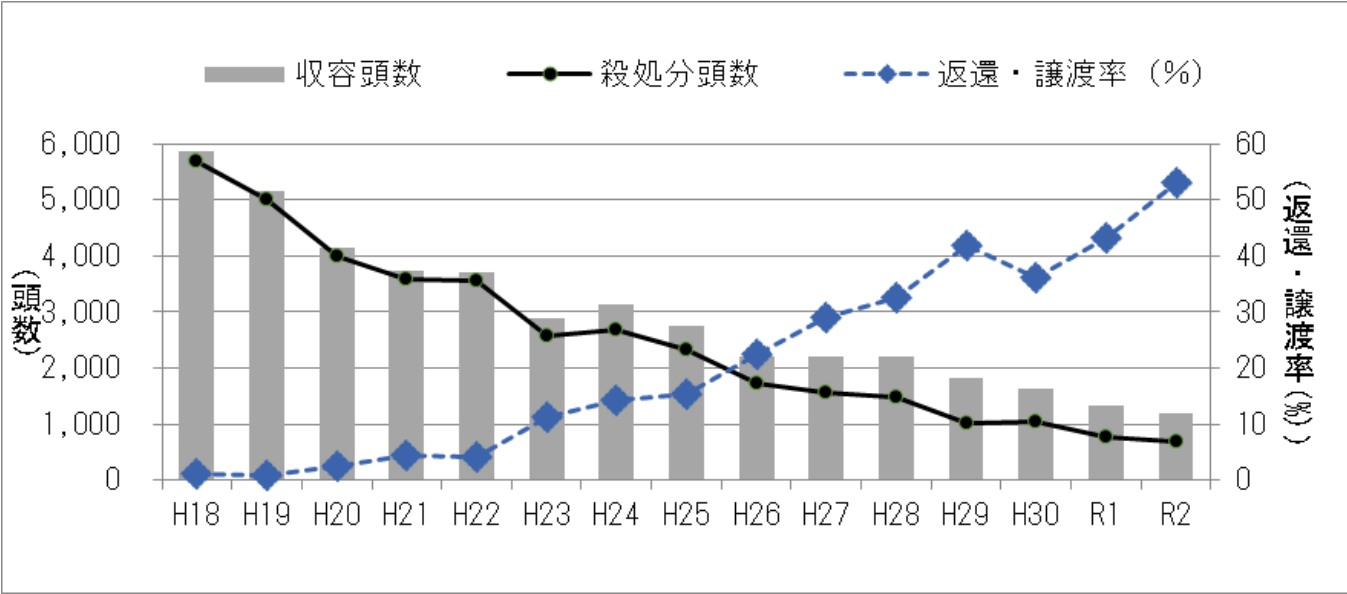
宮城県では、令和元年6月の動物愛護法の改正等を踏まえ、令和3年3月に「宮城県動物愛護管理推進計画」を新たに改定し、犬・猫の引取頭数等に係る数値目標を設定し、動物の適正飼養及び管理に関する知識の普及、マイクロチップ装着の推進や収容動物の返還・譲渡を促進する取組などを通じ、関係団体等と連携しながら可能な限り殺処分数をゼロに近づけるとともに、動物取扱業の適正化を推進することなどにより、人と動物が真に共生する社会の実現を目指すこととしております。

特に引取頭数の多い猫に関しては、入口対策として「飼い主のいない猫の不妊去勢補助事業」等により引取頭数の抑制を図るとともに、出口対策として、引き取られた犬・猫が1頭でも多く新たな飼い主に譲渡されるよう、動物愛護団体等との連携強化や譲渡動物に関する効率的・効果的な情報発信等を通じ、殺処分頭数の削減に取り組んでおります。

これらの取組の結果、本県の犬及び猫の引取頭数及び殺処分頭数は年々減少傾向にあります。今後も、ふるさと納税を活用したミルクボランティア制度の導入など、関係団体と連携しながら、計画に掲げた目標の達成を目指し、更なる取組の推進を図ってまいります。

貴連盟におかれましても、目的を同じくする地方自治体や動物愛護団体等の取組に対して、より一層の支援を賜りますようお願い申し上げます。

引取した犬・猫の頭数、殺処分数及び返還・譲渡率の推移（宮城県）



<b>秋田県</b>	首長のお名前	<b>佐竹 敬久</b>	担当 部署	生活環境部生活衛生課 食品安全・動物愛護班
------------	--------	--------------	----------	--------------------------

「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」におかれましては、平成27年2月の設立以降、不適切な動物取扱業に対する規制強化など、動物愛護管理の推進に資するこれまでの活動に対し改めて敬意を表します。

令和元年6月の動物愛護管理法の改正においても、貴連盟のご尽力により、犬猫の飼養管理基準の数値化による第1種動物取扱業における適正飼養の促進など、動物愛護管理法が目指す「人と動物の共生する社会の実現」を、更に推進するための改正内容となっており、大変意義深いものと感じております。

本県では、平成26年の貴連盟の設立準備と同時期に、「秋田県動物愛護センター（ワンニャピアあきた）」の設置準備を開始し、平成31年4月に開所したところであり、この新たな施設を「動物にやさしい秋田」の拠点として、動物愛護団体や県民ボランティアとの協働による犬猫の譲渡事業、子供たちへの動物愛護教育、秋田犬に関する情報発信などを実施しており、これまで県内外から9万人を超える方々にご来場いただいております。

また、平成28年度からは、殺処分ゼロの理念を掲げた「第2次動物愛護推進計画」に基づいた様々な施策に取り組んでまいりましたが、今回、動物愛護管理法や基本指針の改正を踏まえ、新たに「第3次推進計画」を策定したところであります。今後は、第3次推進計画に基づき、市町村や地域住民と連携した地域猫活動を推進するほか、猫の飼い主に対して、室内飼養や不妊去勢に関する啓発を行うなど、猫の持ち込み頭数の減少に向けた取組を強化するとともに、譲渡事業を一層充実させることによって、殺処分ゼロに向けた取組を進めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、私は、保護猫など7匹の猫の飼い主であり、また、平成24年にプーチン大統領に秋田犬を贈呈した際には、お礼として雄のサイベリアンをいただくなど、私にとって猫は、特別な存在であります。動物への愛情は万国共通であり、殺処分ゼロを目指す知事として、また一人の愛猫家として、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の今後一層のご活躍とご発展を心からお祈りいたします。

令和3年10月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県	首長のお名前	吉村美栄子	担当部署	防災くらし安心部 食品安全衛生課
-----	--------	-------	------	------------------

動物は人に癒しを与え、時にパートナーとなり、時に家族の一員ともなる大切な存在であります。一方で、ルールを守らない飼い方などにより、悪臭や騒音など生活環境を害し、周りの住民に不快な思いをさせてしまう場面もみられます。

山形県では、「山形県動物愛護管理推進計画」に基づき、適正飼養の徹底や動物愛護精神を醸成する施策等を展開しております。収容した犬猫の譲渡事業にも力を入れており、令和2年度は犬で100%、猫で64.5%と高い譲渡率となりました。また、犬の致死処分頭数は、平成29年以降、一桁となるなど、全国最少レベルにまでなってきているところです。

動物愛護法の改正により、飼養管理基準が明確化されたところであり、県計画を今年度中に見直し、これらを受けた適正飼養の推進や、より一層の譲渡拡大を盛り込む予定としています。また、対応の難しい多頭飼育問題等について、福祉部局や社会福祉協議会、動物愛護ボランティアなど多方面の関係者との連携が、これまで以上に重要になると感じており、改正法にもあるように、この部分も新たに計画に加えることとしております。

山形県としましても、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて取組を進めてまいりますので、今後とも、改正法に加え、地方自治体や動物愛護団体が取組む動物愛護に係る施策や事業に、御支援をいただければと思います。

山形県知事 吉村 美栄子

福島県	首長のお名前	内堀 雅雄	担当部署	保健福祉部食品生活衛生課
-----	--------	-------	------	--------------

福島県では、動物愛護管理の基本的な施策の方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「福島県動物愛護管理推進計画」を策定し、動物愛護に関する様々な取組を行っております。

また、本年3月に行った計画の改定においては、本県における猫の引き取り及び殺処分数が多い現状を踏まえ、猫の適正飼養の普及啓発を目的とした講習会の開催や、猫を飼養する上で重要な項目を標語化した「猫の3ない運動(出さない・捨てない・増やさない)」の周知、収容した犬猫の返還・譲渡などを積極的に推進しているところです。

特に譲渡については、ワクチン接種や寄生虫駆除に加え、今年6月から猫エイズや猫白血病の抗体検査を新たに導入するなど、より適正な譲渡に努めております。さらに、令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正を受け、本県では所有者の判明しない猫の引き取り拒否について要件を規定し、市町村や警察署と連携しながら運用してまいりました。その結果、令和2年度の猫の殺処分数については、計画において設定した基準値(平成18年度実績)から約53%減少している状況です。

今後も、人と動物とが共生する社会の実現を目指して、県民や市町村、ボランティア、獣医師会等の関係団体と連携しながら、動物愛護管理の施策を推進してまいります。

福島県知事 内堀雅雄

茨城県	首長のお名前	大井川和彦	担当部署	保健福祉部生活衛生課
-----	--------	-------	------	------------

茨城県の動物愛護管理行政につきまして、特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

本県では、平成28年に「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」を制定し、平成29年度に「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業」を立ち上げました。このプロジェクトでは、従来からの啓発事業のほか、地域猫活動に伴う不妊去勢手術費の補助やボランティア団体等に譲渡した犬猫の飼育管理費等の補助などを行い、さまざまな事業に官民一体となって取り組んだ結果、令和元年度には譲渡適性がある犬猫の殺処分ゼロを達成することができたところです。

改正動物愛護法におきましては、動物取扱業者に対する規制の強化など、動物愛護管理行政の進展に資する施策が組み込まれており、議員連盟の皆様方のご努力に対し厚く敬意を表するところでございます。

本県におきましては、引き続き、犬猫殺処分ゼロの維持を目指し、さらなる動物愛護管理行政の推進に取り組んでまいり所存でありますので、県や市町村が取り組む不妊去勢手術の推進に関する施策等への財政的なご支援につきましてもご検討をお願いいたします。

茨城県知事 大井川和彦



<b>栃木県</b>	首長のお名前	<b>福田 富一</b>	担当部署	保健福祉部生活衛生課 衛生・水道担当
------------	--------	--------------	------	-----------------------

近年、我が国では、少子高齢化や核家族化が進み、人々のライフスタイルも多様化する中、動物は「かけがえのない家族の一員」、「人生の良きパートナー」として、人との関わりにおいて、その存在は大きく変化しつつあります。

一方で、多頭飼育崩壊をはじめ、動物の虐待や遺棄、高齢の飼い主が先に亡くなり飼養していた動物が残されてしまうなど新しい課題への対応が求められています。

今般、これらの状況等を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、「動物の愛護及び管理に関する法律」について所要の改正が行われたことは、大変意義のあるものと考えます。

栃木県では、改正動愛法及び「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に沿って、本県の動物の愛護と管理に関する課題や実情を踏まえ、今後10年を見据えて「栃木県動物愛護管理推進計画」の第3次計画を策定(令和3年3月)し、各種施策をより一層推進しているところです。

今後とも、第3次計画に基づき、市町をはじめ、栃木県獣医師会、動物愛護団体等と連携して、「人と動物の共生する社会」の実現を目指して参ります。

栃木県知事 福田 富一

<b>群馬県</b>	首長のお名前	<b>山本 一太</b>	担当 部署	健康福祉部食品・生活衛生課 生活衛生・動物愛護係
------------	--------	--------------	----------	-----------------------------

少子高齢化などを背景に、人々が動物に心の安らぎや癒やしを求め、家族の一員として飼養されるようになる一方で、動物の遺棄や虐待、多頭飼育崩壊など不適切な飼養、周辺環境への被害など、動物に関する様々な問題も生じています。

こうした中、令和元年度の動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、不適正飼養に対する行政の指導権限が強化されたほか、動物取扱業における犬猫の飼養管理基準が新たに定められました。これにより、具体的な数値基準に基づく施設運営が行われるようになるとともに、行政としても一歩踏み込んだ助言・指導が行えるようになったと考えています。

また、この法改正に伴い、昨年、国の動物愛護管理に関する基本指針が改正されたことなどを踏まえ、群馬県では、令和3年4月から群馬県動物愛護管理推進計画（第3次）をスタートさせました。この計画では、「動物の命を大切にす社会」「殺処分のない社会」などを目指す姿として掲げ、動物愛護の普及啓発や人材育成など、様々な施策を展開することとしています。あわせて、県と動物取扱業者が協力し、犬猫を適正に最後まで飼うことの普及啓発を図る「ぐんま犬猫パートナーシップ制度」など、全国的にも珍しい取組も積極的に行っています。

引き続き、国と連携して広く県民に改正法の周知を図るとともに、動物愛護管理行政を推進することで、人と動物が共生できる豊かな社会となるよう努めて参りたいと考えております。

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましても、引き続き、広く現場の声をお聞きいただき、動物の命が大切にされる社会を目指し、ますます御発展・御活躍いただきますよう御祈念申し上げます。

令和3年10月18日

群馬県知事 山本 一太

埼玉県	首長のお名前	大野 元裕	担当部署	保健医療部生活衛生課
-----	--------	-------	------	------------

「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」におかれましては、日頃、動物の命が大切にされる社会をめざし立法府の立場から様々な活動を続けておられることに深く敬意を表するとともに、厚くお礼申し上げます。

また、尾辻秀久会長をはじめ、貴議員連盟会員の皆様には、2019年6月の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に多大な御尽力をいただきましたことに改めて深く感謝申し上げます。この法改正により、動物取扱業の遵守事項等についてより具体的な数値基準が示され、現場対応に当たる自治体においては、実効性の高い監視・指導の実施が可能となりました。今後一層、動物取扱業の適正な事業運営の促進に努めてまいります。

埼玉県では、人と動物が共生する社会の実現に向けて、「埼玉県動物愛護管理推進計画」を策定し、「飼い主からの引取抑制」「迷子動物の返還推進」「新たな飼い主への譲渡推進」を3本柱とする取組を進めております。その結果、犬猫の殺処分数は、平成22年度の5,018頭から令和2年度の692頭へと、10年間で85%以上も削減することができました。さらに、本県は、私たちの良きパートナーである動物と共生する社会を目指すため、令和3年3月に同計画を改定し、「令和12年度末までに犬猫の殺処分をゼロとする」ことを目標に掲げました。

命の大切さは人も動物も同じです。一日も早く「殺処分ゼロの社会」を実現できるよう、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」におかれましては、引き続き本県の、そして我が国の動物愛護行政の推進に一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

埼玉県知事 大野 元裕

<b>千葉県</b>	首長のお名前	<b>熊谷 俊人</b>	担当部署	健康福祉部 衛生指導課 公衆衛生獣医班
------------	--------	--------------	------	------------------------

人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的として成立した「動物の愛護及び管理に関する法律」も、今回で4度目の改正となり、第一種動物取扱業に係る規制の強化、特定動物の飼養保管目的の限定化、犬猫のマイクロチップ登録制度の創設及び愛護動物に対する殺傷罪等の罰則強化など、動物の不適切な取扱いへの対応が大幅に強化されました。

今回の法改正を受け、現在、動物取扱業者に対し遵守基準の周知指導を行っており、また、マイクロチップの普及推進をはじめ、動物の適正な取扱いに関して県民に普及啓発を行っているところです。

千葉県では「犬猫の殺処分ゼロ」を目標に掲げ、動物を最後まで飼うことや無計画に繁殖させないことを飼い主に呼びかけるとともに、ボランティア団体等と連携して収容動物の譲渡促進を図るなど、積極的に取り組んでまいりました。

今回の法改正によって、全ての愛護動物が適正に飼養管理され、遺棄、虐待や不適切な多頭飼養といった問題を減らし、結果として殺処分ゼロにさらに近づくことを期待しております。

今後とも動物愛護議員連盟には、より適切な動物の飼養管理を図るため、法整備等の取組を講じ、より一層、人と動物の共生する社会の実現に向けた施策を推進されるようお願いいたします。

千葉県知事 熊谷 俊人

<b>東京都</b>	首長のお名前	<b>小池百合子</b>	担当部署	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
------------	--------	--------------	------	-------------------

東京都は、コロナ禍を乗り越えた先に持続可能な発展を遂げていくため、「サステナブル・リカバリー」の視点で政策を展開しています。動物は、私たちの生活に潤いや癒しを与えてくれる大切な存在です。家族の一員、人生のパートナーとして、持続可能な社会に欠かせない優しさ、楽しさを生み出してくれます。

飼い主への適正飼養・終生飼養の啓発、地域の飼い主のいない猫対策、保護された動物の譲渡推進など、東京都では、動物愛護施策に力を注いでまいりました。その結果、平成30年度に初めて動物の殺処分ゼロを達成し、その後も継続しております。

令和3年3月には、飼い主の高齢化、災害発生時の動物救護対策といった、社会情勢の変化や課題に的確に対応するため、動物愛護管理法の改正や東京都動物愛護管理審議会の答申を踏まえ、動物愛護管理推進計画を改定しました。施策展開の方向性として、動物の適正飼養の啓発と徹底、動物の致死処分数のさらなる減少を目指した取組の推進、事業者等による動物の適正な取扱いの推進、動物由来感染症・災害時への対応強化の四つを掲げております。

本計画に基づき、都民、事業者、ボランティア、獣医師会などの関係団体や区市町村と連携しながら、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、施策を推進してまいります。

国においても、新たな飼養管理基準に基づく動物取扱業者の監視指導など、地方自治体の取組に対し、更なる支援をお願いいたします。

東京都知事 小池 百合子

### 動物の致死処分数の推移（東京都）

（単位：頭）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①動物福祉等*の観点から行ったもの	236	146	138	89
②引取り・収容後死亡したもの	240	211	170	162
①②以外の致死処分	16	0	0	0
合計	492	357	308	251

\* 動物福祉等：苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難

<b>神奈川県</b>	首長の お名前	<b>黒岩 祐治</b>	担当 部署	健康医療局生活衛生部生活衛生課 動物愛護・水道グループ
-------------	------------	--------------	----------	--------------------------------

令和元年に改正、公布された動物愛護管理法の施行に際し、ひと言、メッセージを申し上げます。

今回の動物愛護管理法の改正により、動物虐待への罰則強化など様々な規定が設けられました。中でも、犬や猫を家族として迎え入れる際の大きな選択肢であるペットショップやブリーダー等、動物取扱業に対する数値規制については、神奈川県議会においても、法改正に伴う本県の取組みについて多くの質疑が行われるなど、大きな注目をいただいています。

この改正法の趣旨に沿って、動物の飼養者、そして動物取扱業の営業者等が法の規定を遵守されるよう、県としてもしっかりと取り組むことにより、動物愛護管理行政の推進に向けて、さらなる一步に繋げてまいります。

県では、保護した犬や猫について、毎月譲渡会を行うなど積極的な譲渡に努めており、動物愛護ボランティアの皆様、保護された犬や猫を新たな家族として迎えてくださった県民の方々の温かい想いもあって、県に保護された犬と猫の殺処分ゼロを、犬では平成25年度に、猫では平成26年度に、都道府県として初めて達成し、それ以降、犬では8年、猫では7年継続できています。

また、2年前には、「動物を処分するための施設」から、「生かすための施設」という新たなコンセプトのもと、動物保護センターを建て替え、名称も動物愛護センターに変えました。さらに、動物愛護センターのホームページのリニューアルや、保護されている犬や猫とのマッチングサイトの導入、コロナ禍であっても譲渡を推進するためのオンライン譲渡会の開催、「かながわペットのいのち基金」を活用した犬や猫の治療や馴化など、新たなアプローチにより犬や猫の譲渡に努めています。

一方、近年、社会問題となっている不適正な多頭飼育については、県の動物愛護管理部局だけでなく、市町村等と連携し、飼い主に寄り添った支援体制を整えるとともに、生活困窮者が飼養している犬や猫の避妊去勢手術に、基金を活用できるようにするなど、多頭飼育が崩壊しないための取組も進めています。こうした取組にも関わらず、多くの犬や猫が所有権放棄された場合に備え、現在、緊急収容施設の建設にも着手しています。

今後も様々な取組を進めることで、「ペットのいのちも輝く神奈川」を目指してまいります。

最後になりましたが、議員連盟の皆様の、動物愛護の向上を目指した、日々の精力的な御活動に、深く敬意を表するとともに、今後の御活躍を心から祈念いたしまして、メッセージとさせていただきます。

神奈川県知事 黒岩 祐治

新潟県	首長のお名前	花角 英世	担当部署	福祉保健部生活衛生課
-----	--------	-------	------	------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の日々の活動に敬意を表します。

新潟県では、新潟県動物愛護管理推進計画に基づき、新潟県動物愛護センターを中心として動物愛護の取組を展開しています。

動物愛護センターでは、平成24年の開設以降、動物愛護団体や教育・福祉分野との連携を進め、動物ふれあい教室、犬猫の飼い方教室、小学校を対象とした動物愛護学習プログラム等を開催し、生命の尊重や友達を大切にする心の涵養を図りつつ終生飼育の啓発を行うとともに、収容動物の譲渡推進に注力し、これまでに5,600頭の犬と猫を新しい飼い主に譲渡しその譲渡率は約82%と高い水準を維持するなど、殺処分ゼロに向けた取組を積極的に進めているところです。

推進計画については、令和3年7月に一部改定を行い、改正動愛法等に沿った形で取組を一層強化することとしました。

改正動愛法で動物の殺傷等に関する罰則が大幅に引き上げられたことは、動物虐待についての社会の関心の高まりを反映したものであり、社会全体での動物愛護の取組が、今後一層求められます。特に、近年社会問題となっている多頭飼育者については、市町村の福祉部門など関係部局と連携し、動物の飼養環境や飼い主の生活改善を働きかけます。

また、同改正では、動物取扱業の規制も強化され、特に第一種動物取扱業者に課せられる動物の飼養管理基準については、社会の関心が高く、適正な飼養管理が求められることから、法規制の遵守と着実な運用がなされるよう監視指導を行います。

当県といたしましては、改正動愛法に沿った推進計画の施策展開により、動物も含め他者をいたわり、思いやりを持ち、互いに幸せに暮らせる、人と動物が共生する社会の実現と、動物の習性を正しく理解し、不適切な飼養により不幸となる動物を減らし、収容施設で処分される動物を限りなく減らしていくことを目指してまいります。

令和3年10月18日  
新潟県知事 花角 英世

富山県	首長のお名前	新田 八朗	担当部署	厚生部生活衛生課
-----	--------	-------	------	----------

人と関わりのある動物を取りまく環境や動物に対する社会の認識は大きく変化し、犬や猫を中心に、ペットは「人生のパートナー」として、より重要な存在となっています。

その一方で、知識不足や飼い主としての責任感の希薄化等による、動物の虐待や遺棄、近隣への迷惑行為等の問題も起こっています。

これらを背景に改正された、「動物の愛護及び管理に関する法律」では、第一種動物取扱業の基準の明確化など動物が適正に飼養されるための規制が強化され、地方自治体にとっては、基準の明確化により適切な指導が可能となり、その役割はますます大きくなったと感じています。

本県では、本年3月に「富山県動物愛護管理推進計画」を改正し、「人と動物の共生する社会」の実現に向け、関係団体や動物愛護ボランティアの方々との連携強化により犬猫の返還や譲渡の推進、災害時対策の推進に積極的に取り組んでいます。

県民、関係の皆様のご努力により、本県の犬及び猫の引取り頭数は減少傾向にあり、全国的にも少なくなっていますが、今後も、犬猫の致死処分のない社会を目指し、各施策を通じて広く動物愛護思想の普及啓発を図ってまいります。

結びに、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の今後ますますのご発展と、人と動物が共生できる社会の実現を心から祈念申し上げます。

令和3年10月21日

富山県知事 新田 八朗



石川県	首長のお名前	谷本 正憲	担当部署	健康福祉部薬事衛生課
-----	--------	-------	------	------------

動物は、飼い主にとって家族の一員として生活に潤いを与えると同時に、命の大切さを教えてくれるかけがえのない存在であり、人と動物が共生するよりよい社会をめざすことは大変重要です。

令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、安易な繁殖の防止をはじめ動物の適正飼育のための規制が強化されるなど、動物愛護を取り巻く環境は大きく変化しており、自治体に求められる役割も変わってきています。

このような状況を踏まえ、本県では、新たに「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定したところです。

この条例を拠り所に、動物愛護の機運醸成や適正飼養に向けた理解促進に取り組むとともに、多頭飼養届出制度の創設により、生活環境の保全を図ることとしており、市町や獣医師会、ボランティア団体などと連携しながら、人と動物が共生することができる社会づくりに取り組んでまいります。

また、条例の理念の実現に向け、動物の保護や譲渡の推進、情報発信などの様々な活動に、関係者が一体となって取り組む拠点として、「いしかわ動物愛護管理センター仮称」を整備することとしました。

新たな施設では、動物の健康と安全に配慮した飼育室や、実際に犬や猫の飼育体験ができるマッチング室を設けるほか、引き取った犬や猫を円滑に新しい飼い主に引き合わせるができるよう、譲渡会を定期開催するなど、官民一体となった活動の拠り所として活用したいと考えています。

最後に、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様の活動を通じた、動物愛護精神の国民全体への浸透と、人と動物の共生社会の実現を心から期待申し上げますとともに、皆様方におかれましては、本県の取組みへの、一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

福井県	首長のお名前	杉本 達治	担当部署	健康福祉部医薬食品・衛生課
-----	--------	-------	------	---------------

動物は、人の心を穏やかにしたり、元気にしてくれる家族の一員としてかけがえのない存在です。

本県の動物愛護推進計画において目指している「人と動物が健康で明るく共生する幸福で暮らしやすい福井」を実現するには、動物に好意を抱く人、そうでない人を含めた県民全体が、動物の愛護と適正な飼養に対する関心と理解を持ち、動物に関する課題を共に協力しながら解決していくことが重要になります。

このため、平成30年に動物愛護の拠点として動物愛護センターを開所し、幼い頃からの動物愛護意識の醸成を進めるため、県民が動物に愛情を抱き、愛護への深い理解が得られるよう、動物とのふれあい・飼養体験の実施、幼稚園や小学校での愛護教室を開講しています。

また、センターに収容した動物の健康管理に努め、譲渡を促進するとともに、適正飼養の啓発に努めており、返還譲渡率は90%を超え、平成29年度には殺処分ゼロを達成、現在も継続しています。

本年6月からは、動物の適性飼養に向け規制が強化され、新しい飼養管理基準の遵守が求められており、行政としても、動物を取り巻く環境の変化に応じた対応が求められています。

今後も、市町と連携し、ボランティア、関係団体とも協力しながら、動物愛護の施策を一層推進してまいります。

動物愛護連盟の皆様におかれましては、引き続き、国民に人と動物の共生のための動物愛護思想の浸透と本県の取組に対するご支援を賜りますようお願い申し上げます。

山梨県	首長のお名前	長崎幸太郎	担当部署	福祉保健部衛生薬務課
-----	--------	-------	------	------------

近年、少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化を背景に、犬猫は家族の一員として欠かせない存在となっています。一方で、犬猫の生態や習性への理解不足から不適切な飼養管理や遺棄といった課題もあります。こうした中、令和元年度に動物愛護法が改正され、犬猫の所有者の責務や飼養管理基準が明確になり、飼い主や動物取扱業への円滑で強力な監視指導が可能になったことは、犬猫の健康保持と適正飼養の徹底を図るうえで、とても有意義なことでもあります。

本県では、人と動物の共生社会の推進に向け、動物愛護精神を醸成する運動を展開するとともに、クラウドファンディングを活用しながら、殺処分を限りなくなくすための事業に取り組んでいるところであります。

具体的には、殺処分の多くが飼育の難しい離乳前の子猫であることから、乳離れするまでの約2箇月間、子猫を世話するボランティアを確保し、猫の譲渡を促進するとともに、飼い主のいない猫の無秩序な繁殖を抑制するため、猫の不妊去勢手術費用を助成する市町村に対して、助成額の一部を補助しております。

こうした取り組みにより、平成22年度に年間1,771頭であった犬猫の殺処分数を、令和2年度には96頭と大幅に削減することができました。

今後は、来年6月のマイクロチップ装着義務化を踏まえ、普及啓発に向けた取り組みを実施するなど、犬猫の殺処分数を削減するための施策を一層推進して参ります。

動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、引き続き犬猫の殺処分を限りなくなくす施策への御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、議員の皆様のみならずの御活躍と連盟の御発展を祈念いたしまして、私のメッセージとさせていただきます。

山梨県知事 長崎 幸太郎

長野県	首長のお名前	阿部 守一	担当部署	健康福祉部食品・生活衛生課
-----	--------	-------	------	---------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、動物の命が大切にされる社会を目指し、日頃より立法府の立場から様々な活動をおられ、心より敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

特に、皆様に御尽力いただいた動物愛護管理法の改正により、本年6月からは、動物取扱事業者が守るべき飼養管理基準が一部明確化されるなど、一層、動物愛護の動きが進展しているところです。本県においても、今後環境省が策定した指針を参考に、動物の適正飼養管理に向けてしっかりと対応してまいります。

さて、長野県では「長野県動物愛護管理推進計画」に基づく長期的な視点から動物愛護管理施策を総合的かつ体系的に進めています。特に、犬猫の殺処분을なくす施策としまして、飼い主に対する終生飼養の普及活動や保健所で保護された犬猫を飼い主の元へ戻すための情報提供、新たな飼い主を探す譲渡会の開催、地域猫活動を支援する不妊去勢手術の実施などの施策に取り組んでまいりました。その結果、動物愛護管理推進計画を策定した平成18年度は約4,800頭であった犬猫の殺処分数が、令和2年度には約260頭まで減少しました。

本県といたしましては、引き続き様々な動物愛護管理施策に取り組み、動物愛護ボランティアの皆様との協働を図りつつ、さらなる犬猫殺処分の減少への取組を進めてまいります。

議員連盟の皆様におかれましては、その活動を通じた動物愛護精神の国民全体への浸透と、人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現とともに、本県の取組に対するお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

長野県知事 阿部 守一

<b>岐阜県</b>	首長の お名前	<b>古田 肇</b>	担当 部署	健康福祉部生活衛生課
------------	------------	-------------	----------	------------

国会議員の皆様が、我が国の動物愛護の推進に超党派で、熱心に取り組まれていることに、敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

このたびの動物愛護法の一部改正においては、動物の不適切な取扱いへの対応の強化が図られ、家庭動物をはじめ、すべての動物の所有者等が遵守する責務が明確化されました。本県でも、令和3年度から多頭飼養届出制度を導入し、届出の際に適正飼養について助言指導を行うなど、動物愛護の普及啓発を一層推進しているところです。

また、動物取扱業者が遵守すべき犬猫の「飼養管理基準」が制定され、飼養設備の規模、従業員数などが具体化されたことから、動物取扱業者への指導がより実効的に行えるようになったと感じております。

さらに、法の一部改正に併せ、国の基本指針として、「人と動物の共生する社会」の実現をめざすためには、相互理解に基づき多様な関係者が協力して取り組むことが必要であることが示されております。

本県でも、動物の飼養を巡る様々な問題には、行政や個人だけでなく、動物取扱業者や動物愛護団体、獣医師会等が一体になって取り組むよう進めているところですが、動物を飼う人、好きな人のみならず、動物を飼っていない人、苦手な人が、それぞれの立場に配慮し、よりよい関係を築き、「人と動物が共生するよりよい地域社会」を実現することが、犬猫の引取り数及び殺処分数の更なる削減につながるものと考えております。

議員連盟の皆様方におかれましては、動物愛護の精神の浸透、飼い主の意識の向上や虐待・遺棄の防止につながる各種施策の実行に向け、今後も精力的に活動されることを期待しております。

岐阜県知事 古田 肇

<b>静岡県</b>	首長のお名前	<b>川勝 平太</b>	担当部署	健康福祉部生活衛生局衛生課 動物愛護班
------------	--------	--------------	------	------------------------

～「人と動物の共生する社会」の実現にむけて～

静岡県では、「人と動物の共生する社会」を目指す姿とし、県民、動物愛護ボランティア、市町、関係団体との協働のもと、終生飼養の徹底、譲渡の促進、飼い主のいない猫に対する対策等様々な施策に取り組んできた結果、これまでに犬猫の殺処分頭数は大幅に減少し、本県の数値目標である「殺処分ゼロ」まであと一歩というところまで来ております。

また、防災先進県の本県では南海トラフ地震などの大災害に備え、災害時には家族の一員であるペットと同行避難できる体制整備のため、「災害時における愛玩動物対策行動指針」や「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を策定し、避難先で動物の飼育や管理サポートを行う「災害時動物愛護ボランティアリーダー」を育成するなど、災害時対策は全国トップクラスです。

現在、多くの方がペットを飼育しており、ペットは家族の一員として生活に欠かせない存在となっております。一方、動物の遺棄や虐待、不適正な飼い方や無責任な餌やりによる近隣トラブルのほか、近年では多頭飼育崩壊や飼い主の高齢化等、本県の動物を巡る課題は、多様かつ複雑になっています。ペットが「社会の一員」として受け入れられるためには、まず、飼い主が責任を持って適正に飼育することが必要と考えます。

このような状況の中、令和元年に改正された動物愛護管理法では、動物取扱業者が守るべき基準が具体的に規定され、動物取扱業者への厳格な指導が可能となりました。また、飼い主に対しても動物の不適切な取扱いへの対応が強化されました。今後広く県民に対し、動物の愛護及び管理について正しい知識を普及し、理解を促進していくことが必要であります。

本県では、動物を飼っている人も、飼っていない人も互いに理解し合い、「人と動物の共生する社会」の実現をめざし、県民やボランティア及び関係団体等と連携しながら、動物愛護施策を推進してまいります。

動物愛護議員連盟の皆様には、人と動物の安全と健康の確保のために必要な法令整備及びボランティアや地方自治体等への支援をお願いしたいと思います。

令和3年10月

静岡県知事 川勝 平太

<b>愛知県</b>	首長のお名前	<b>大村 秀章</b>	担当部署	保健医療局生活衛生部生活衛生課 獣医衛生・動物愛護グループ
------------	--------	--------------	------	----------------------------------

2019年度の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正につきましては、貴連盟の多岐にわたる調査研究や、各種団体及び有識者並びに環境省との細やかな意見交換をもとにした積極的な提言が活かされており、社会情勢を踏まえ、動物愛護に関する業務を行政がより具体的に進めていけるものです。本県におきましては、改正法に基づいた業務を適切に施行していけるよう、2021年3月に「愛知県動物愛護管理推進計画」を改正しました。

今後も、本計画に基づき、動物愛護ボランティアの方々をはじめ関係団体等の皆様と協力しながら、引き続き、一頭でも多くの犬や猫にできる限り生きる機会を与えられるよう努めるとともに、動物愛護精神の啓発に努め、人と動物が共生できるより良い社会の実現を目指してしっかりと取り組んでまいります。

今後とも本県の動物愛護行政に御理解と御支援をお願い申し上げますとともに、我が国の動物愛護及び管理に関する考え方の規範が形成され、動物愛護の精神がより一層広がるよう、皆様方の益々の御活躍を期待いたします。

2021年10月21日

愛知県知事 大村 秀章

三重県	首長のお名前	一見 勝之	担当部署	医療保健部食品安全課 生活衛生・動物愛護班
-----	--------	-------	------	--------------------------

子どもの頃、犬や猫を飼っていた経験からも、動物は、人間の成長に大きな影響を与え、癒やしをもたらしてくれる存在であり、単なる愛玩動物としてではなく、生命であり人間の友であるという意識を持つことが重要と考えています。

今回の法改正で、動物取扱業に対する犬猫の飼養管理基準の具体化や、動物虐待に対する罰則の引き上げなど、動物の不適切な取扱いへの対応の強化が図られました。数値による飼養管理基準の明確化は、事業者にとって分かり易く、行政としては効率の良い監視や指導につながり、動物取扱業のより一層の適正化に寄与するものと思われま

す。法の改正とともに、動物愛護管理基本指針や基準等の見直しが行われたこともふまえ、本県も令和3年3月「第3次三重県動物愛護管理推進計画」を策定し、動物取扱業者の適正化や多頭飼育問題の解決、生活環境の保全に向け、さまざまな動物愛護管理に関する施策を進めているところです。

この推進計画では、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を基本理念として、その実現をめざしており、平成29年5月に開所した三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点に、獣医師会や関係する団体・企業等をはじめ、多くの皆様のお力添えにより、「殺処分ゼロに向けた取組」や「災害時などの危機管理対応の取組」、「さまざまな主体との協創の取組」などを行っています。特に、「殺処分ゼロに向けた取組」では、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術や犬猫の譲渡事業を重点的に進めており、これら事業は、関係団体の多大なるご支援と全国から寄せられるクラウドファンディングやふるさと納税によるご寄附により支えられています。

しかしながら、飼い主のいない猫対策や多頭飼育問題の予防や解決には、自治会など地域住民や動物愛護に関わるボランティア団体など、多様な主体による協創の取組が必要であり、自治体においても動物愛護管理担当部局にとどまらず、社会福祉部局や生活環境部局など、さまざまな部局と連携した取組が必要となっています。

今後とも「人と動物が安全・快適に共生できる社会」をめざし、動物を起因とする問題解決に向け、取り組んでまいりますので、犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟様におかれましても、ご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

三重県知事 一見 勝之



<b>滋賀県</b>	首長の お名前	<b>三日月大造</b>	担当 部署	健康医療福祉部生活衛生課
------------	------------	--------------	----------	--------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様が、犬猫の殺処分減少、動物虐待の撲滅、飼養環境の改善などを目指して動物の愛護及び管理に関する法律の改正に御尽力されたことに深く敬意を表します。

滋賀県では、「飼い主よし」、「動物よし」、「ご近所よし」の「動物との暮らし三方よし」をスローガンに「滋賀県動物愛護管理推進計画」を策定し、人と動物とが共生する豊かな社会づくりを目指して動物の適正な飼養管理および動物愛護思想の普及啓発の事業を推進しているところです。

今般の法改正により動物の命や健康を守るための対応が強化されたことを踏まえ、適切に執行するとともに、致死処分ゼロに向けた犬猫の捕獲・収容数の減少のためには、地域猫活動および多頭飼育対策の推進が重要となることから、地域猫活動自治会への補助金制度や社会福祉部局や地域福祉関係者と連携した多頭飼育対策検討会などの取り組みをより一層推進していく所存です。

本県といたしましては、動物との関わりでやすらぎを覚える、動物の命が大切にされる、そのような滋賀県を目指していきたいと考えております。皆様におかれましては、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、貴議員連盟の益々のご発展と皆様のご活躍を祈念いたします。

令和3年10月27日

滋賀県知事 三日月 大造

京都府	首長のお名前	西脇 隆俊	担当部署	健康福祉部 生活衛生課
-----	--------	-------	------	-------------

貴連盟におかれましては、超党派の国会議員の皆様が犬猫の殺処分ゼロをめざし、今回の動物愛護管理法の改正をはじめ動物愛護の精神を普及するため、日々ご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。

京都府では、今回の動物愛護管理法改正の趣旨である動物虐待に対する罰則の引き上げや適正飼養の徹底など、動物の所有者に対する責務規定の明確化などを踏まえ、令和3年3月に京都府動物愛護推進計画を改定し、計画に基づき動物愛護の各種取組を推進しているところです。

また、平成27年4月に京都市と共同で京都動物愛護センターを設置したことを契機に、一人ひとりがそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え行動するよりどころとして、動物愛護に関する自治体の憲章としては全国初となる京都動物愛護憲章を制定しました。

この憲章の精神が府民一人ひとりに浸透するよう、京都動物愛護フェスティバルの開催や小学校低学年を対象にした動物愛護教室の実施などを通じて、動物の習性等を正しく理解し、動物に愛情を持ってその命を終えるまで責任を持って飼うなど、動物愛護や適正飼養についての啓発に努めています。

こうした取組の結果、京都府では最近5年間で犬猫の殺処分数が概ね半減するなど、取組の成果が着実に現れているところです。

今後とも、貴連盟をはじめ府民、市町村、動物取扱業者、獣医師会や動物愛護団体等と連携して殺処分をできる限り減らし、人と動物が共生する社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

京都府知事 西脇 隆俊

<b>大阪府</b>	首長の お名前	<b>吉村 洋文</b>	担当 部署	環境農林水産部動物愛護畜産課 総務・動物愛護グループ
------------	------------	--------------	----------	-------------------------------

「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」におかれましては、益々ご清祥のことと心よりお慶び申し上げます。

令和2年6月に改正施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の遺棄虐待等の厳罰化や、動物取扱業のさらなる適正化に向けた規制強化が規定され、大阪府においても喫緊の課題と認識しております。

そのため、動物取扱業の適正化に向けて、府内全事業者を対象に、飼養管理基準への適合状況をアンケート調査し、基準の施行後には巡回調査を進めるなど、基準への適合を指導しているところです。

また、本府では、令和元年10月に「大阪府動物虐待通報共通ダイヤル（おおさかアニマルポリス#7122）」を開設し、動物虐待を疑う事案について、府民が迷わず速やかに通報できる体制を整備しました。「#7122」に寄せられた相談は、内容に応じて大阪府警察とも共有し、動物虐待の未然防止に取り組んでいます。

今後とも様々な取組みにより、社会全体で殺処分がゼロとなることをめざし、人と動物が共生する社会の実現を図ってまいりますので、国からのより一層のご支援をお願い申し上げます。

結びに、貴議員連盟の今後益々のご発展と皆様のご活躍を祈念いたします。

大阪府知事 吉村 洋文

兵庫県	首長のお名前	齋藤 元彦	担当部署	健康福祉部健康局生活衛生課
-----	--------	-------	------	---------------

兵庫県では、人と動物が調和し、共生する社会づくりをめざし、平成5年に「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発、犬猫の譲渡事業などに積極的に取り組んできました。

その結果、県で殺処分する犬・猫の数は大幅に減少しています。これを少しでもゼロに近づけるため、今後も、より一層充実した取組を進めていかなければなりません。

令和元年には、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物取扱業のさらなる適正化、動物の不適切な取扱への対応強化が図られました。これを踏まえ、本県では動物愛護管理推進計画の見直しを行うとともに、動物愛護行政の推進拠点となる県下5か所の動物愛護センター等の機能強化を図っています。

また、「猫の屋内飼養モデルルーム」を整備し、適正飼養への理解促進を図っているほか、ふるさとひょうご寄附金を活用し、ボランティアの皆様の協力のもと、離乳前の子犬や子猫を育て、譲渡につなげる取組を促進しています。

これからも、動物愛護センター等を中心に、県、市町、関係団体、県民が互いに連携しながら、動物取扱業の適正化、適正飼養の推進を図り、殺処分する犬・猫の減少に努めてまいります。

兵庫県知事 齋藤 元彦

奈良県	首長のお名前	荒井 正吾	担当部署	文化・教育・くらし創造部 消費・生活安全課
-----	--------	-------	------	--------------------------

めまぐるしく変化する社会情勢の中、価値観はより多様化し複雑になっています。法律の改正に当たっても、民間団体の意見が対立し、専門家による検討会でも科学的根拠が得られないなど、大変なご苦労があったと聞いています。

2019年に成立した「改正動物愛護管理法」では、新しい飼養管理基準を定め、犬猫の飼養にかかる一定の項目について、基準が明確に数値で示されました。人と動物の共生する社会を形成するためには、個々の価値観にとらわれず、誰もが法的に正しい状態を理解できるようにする必要があったと推察しています。県としても、この技術的助言を重く受け止め、指導を進めてまいります。

奈良県でも、共生社会の実現に向けて、動物に関わる方々との連携を深め、「動物への責任」「社会に対する責任」を、それぞれが果たしていけるよう努めているところです。特に、人と動物のふれあいを通じて「動物を学び、動物から学ぶ」公園である、うだ・アニマルパークでは、次世代を担う子供たちへ、あらゆる命への共感と命を大切にすることを育む「いのちの教育」を実践するとともに、犬猫の譲渡、動物愛護の啓発等に取り組んでいるところです。その甲斐あって、2015年から2020年にかけて譲渡数は約3倍に伸ばすことができ、殺処分数は約3分の1に減らすことができました。

国においても、罰則や規制の強化だけでなく、動物愛護の精神が国民に浸透するよう、誰もが容易に触れ、学ぶことができるような教育のツールを整備するなど、新たな施策の推進をお願いします。

<b>和歌山県</b>	首長の お名前	<b>仁坂 吉伸</b>	担当 部署	環境生活部県民局 食品・生活衛生課 食品衛生班
-------------	------------	--------------	----------	----------------------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、発足以降、動物の命が大切にされる社会を目指し、精力的に活動されていることに心から敬意を表します。

今般の動物愛護法の改正により、動物取扱業者に係る飼養管理基準が新たに設けられるなど、動物取扱業者への一層の規制強化が図られ、特に飼養環境の数値規制が設定されたことにより、動物取扱業者に対して具体的な基準に基づいて指導ができるようになりました。

県では、動物愛護法の改正の趣旨を踏まえ、国や関係団体等との連携を強化し、動物取扱業者への監視・指導を徹底するなど、動物の愛護及び適正管理に係る取組を着実に進めているところです。

また、「人と動物が共生する潤いのある社会」の実現に向け、平成28年度から地域猫対策への支援や県に引き取られた猫の譲渡を促進する「不幸な猫をなくすプロジェクト」を行っています。その結果、この5年間で猫の殺処分数が65%減少するなど、確実に成果が現れてきており、引き続き、県民、ボランティア及び関係団体等と連携し、猫の殺処分をできる限り減らしていくための取組を積極的に行ってまいります。

結びに、犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様には、人と動物がともに安心して暮らせる社会を1日も早く実現させるため、動物への虐待防止、無責任な飼養環境の改善等に関する活動により一層取り組んでいただきますようお願い申し上げますとともに、皆様のますますの御活躍をお祈り申し上げます。

鳥取県	首長のお名前	平井 伸治	担当部署	生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課
-----	--------	-------	------	---------------------------

「犬猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟」の国会議員の皆様におかれましては、動物愛護施策の充実に多大なる御尽力をいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。

鳥取県におきましても、令和元年6月に成立し、令和2年6月から順次施行された改正動物愛護法を受け、令和3年3月に第三次鳥取県動物愛護管理推進計画を策定しました。

この計画では、従来の「動物愛護の推進」及び「動物の適正飼養の推進」に加え、感染症や災害への対応など「県民と動物の安全確保」及び「連携と協働による推進体制の整備」を4本柱として、令和12年までに犬猫の致死処分をゼロとし、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指しています。

改正法で新たに定められた動物愛護センターの取組では、鳥取県は平成26年度から全国に先駆け、県内の公益財団法人動物臨床医学研究所の運営する「アミティエ」に、県の動物愛護センターの役割を担っていただき、官民連携して収容動物の譲渡促進と動物愛護精神の普及啓発を進めております。

また、市町村・獣医師会・ボランティア等と連携して、TNR活動の推進、収容動物のケアなどにも積極的に取り組んでいるところです。

こうした取組の成果は大きく、現在、県内の犬の返還・譲渡率は約9割、猫は約7割まで向上し、致死処分数も大幅に減少しています。

今後も飼い主の「適正飼養・終生飼養」意識の徹底及び適正譲渡をはじめ、多様な取組を推進し、致死処分ゼロを目指してまいります。

結びに、「犬猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟」の益々の御発展と、人と動物が幸せに暮らす社会を実現する取組が広がることを心より願っております。

鳥取県知事 平井 伸治

<b>島根県</b>	首長のお名前	<b>丸山 達也</b>	担当部署	健康福祉部薬事衛生課
------------	--------	--------------	------	------------

関係議員の皆様におかれましては、平素より各都道府県が行う事務・事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

島根県では、改正動物愛護法による、動物取扱業者に対するさらなる適正化などを含め、動物の命の尊厳を守り動物を愛護する気持ちを広く普及させ、不幸な動物を減らす取組を行なっています。

当県で令和2年に発生した犬の多頭飼育崩壊では、当初は飼い主の協力が得られず、頭数や飼育環境の把握に時間を要しましたが、同年6月の法改正により立入権限が強化されたことによって、全容を把握することができました。また、環境省や全国動物管理関係事業者を通じた、全国自治体に対する広域譲渡の受入れ要請や、ボランティアの方々のご協力により、事案解決に向け対応することができました。

現在は、動物がみだりに繁殖し適正飼育が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止措置を行うことが義務化されたことについて、犬猫の所有者に対し、積極的に普及啓発を行なっているところです。

今後も、市町村やボランティア、獣医師会等と協力して、動物愛護思想の普及啓発や適正飼養についての様々な取組を行なってまいりますので、国においては、各自治体に取り組む様々な政策に対して、さらなる支援をお願いいたします。



岡山県	首長のお名前	伊原木隆太	担当部署	保健福祉部生活衛生課
-----	--------	-------	------	------------

「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様には、平素から動物愛護管理行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

動物愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにあります。このたびの動物愛護管理法の改正につきましても、動物の命の尊厳を守るべく、また法の目的でもある「人と動物の共生する社会の実現」に向け、行政、関係者等が適切な役割を担い、適正飼養、所有明示措置等の推進に必要な体制が整備されたものと考えております。

岡山県では、人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現のため、岡山県動物愛護管理推進計画に基づき、さまざまな施策を展開した結果、返還・譲渡率の向上、殺処分数の減少を図ることができました。

このたびの法改正等により、本年3月に同推進計画を改定し、「動物愛護思想の普及啓発」、「動物の適正飼養の推進」、「県民と動物の安全の確保」、「連携と協働による推進体制の整備」の4つの基本方針に基づき、各種施策に取り組んでおります。地域猫活動に主体的に取り組む団体等を支援する「岡山県地域猫活動支援事業」や、子犬・子猫の一時預かりボランティア登録制度などの独自の取組みも積極的に進めており、今後とも、終生飼養、適正飼養の徹底、譲渡事業の推進等に努め、人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現を目指してまいります。

貴議員連盟の取組みが、人と動物が共生できる優しさあふれる社会の実現に結び付くことを祈念し、メッセージといたします。

令和3年10月20日

岡山県知事 伊原木 隆太

<b>広島県</b>	首長のお名前	<b>湯崎 英彦</b>	担当部署	健康福祉局食品生活衛生課 乳肉水産・動物愛護グループ
------------	--------	--------------	------	-------------------------------

平素より当県の動物愛護管理行政への御協力を頂きましてお礼申し上げます。

また、こうして自治体の意見をお汲み頂く機会を頂戴し、重ねてお礼申し上げます。

当県は、温暖な気候で山地が多い条件であることからか、都市圏に比べると野良犬が大変多く生息している状況であります。加えて、無責任な餌やりをする方の存在がそれを助長していることが指摘されております。

こうした状況の中、無責任な餌やり行為等により、周囲の生活環境を損なわせている場合への指導に対し、改正法において明確な根拠が与えられたことにつきまして、大変ありがたく思っております。

また、動物愛護管理行政に係る職員の身分を明確にして頂いたことも、今後の動物愛護管理業務を後押しするものと考えます。しかしながら、昨今の動物愛護管理行政への期待は、行政の体制整備を遥かに上回る速さで高まっております。このままでは、いかに法で理想的な姿を掲げていても、実務上は形骸化し、改正法は絵にかいた餅になりかねません。貴議員連盟におかれましては、動物愛護管理行政を取り巻く状況の地域差をお汲み取り頂き、国から、地方自治体の動物愛護管理担当部局の体制強化の働きかけを頂きますよう、切にお願いいたします。

さらに、各論になりますが、改正法でマイクロチップ装着等の義務化がなされました。当県においても、マイクロチップの装着は、収容犬猫の速やかな返還に繋がります。動物愛護センターの収容頭数を減らすことが可能となることから、推進してまいりたいと考えております。このことについて、現に飼養している方等に対しましても犬猫販売業者と同様に義務化を進めて頂くとともに、こうした方々のマイクロチップ装着に係る助成制度等の整備をお願いいたします。

今後も、国と連携し動物愛護管理行政の充実に邁進してまいり所存でございますので、地方自治体の施策への更なる支援をお願いいたします。

広島県知事 湯崎 英彦

山口県	首長のお名前	村岡 嗣政	担当部署	環境生活部生活衛生課
-----	--------	-------	------	------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、平成27年の設立以来、動物の愛護管理の一層の推進に向けて、精力的な活動を展開しておられるところであり、その御尽力に対し、深く敬意を表する次第です。

令和元年6月の議員立法による「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正では、動物取扱業の更なる適正化や動物の不適正な取扱いへの対応の強化を図るため、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進や、動物の適正飼養のための規制の強化等の規定が新たに盛り込まれたところです。

これを受けて今年6月1日に施行された飼養管理基準に関する省令では、動物取扱業における飼養施設の構造等の基準が具体的に規定されたことによって、県としても、動物取扱業者に対し、これまで以上に厳格な対応が行えるようになったところであり、これも議員連盟の皆様の御尽力の賜物と心から感謝申し上げます。

山口県では、こうした法改正の動向等を踏まえて策定した「山口県動物愛護管理推進計画（第二次改定版）」に基づき、犬猫の引取り数・殺処分数の削減や、動物の適正飼養についての周知徹底を図るとともに、地域猫活動の推進や災害時における被災動物の救護等に関する体制整備、動物愛護管理の普及啓発などに積極的に取り組んでいるところです。

こうした中で、今後、動物愛護団体等と連携した犬猫の譲渡促進など、地方自治体が殺処分の更なる削減に向けた取組を進めていくためには、国による支援の充実が必要であると考えており、貴連盟からもお力添えをいただけると幸いです。

県としては、人と動物の調和のとれた快適な暮らしづくりの推進に向けて、今後とも、改正動物愛護管理法や県動物愛護管理推進計画に基づき、県民、動物愛護団体、市町等と緊密に連携しながら積極的な取組を進めてまいりますので、議員連盟の皆様の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

令和3年(2021年)10月

山口県知事 村岡 嗣政

徳島県	首長のお名前	飯泉 嘉門	担当部署	動物愛護管理センター
-----	--------	-------	------	------------

【はじめに】

皆様におかれましては、日頃から、犬猫の殺処分ゼロの実現に向け、精力的に取り組まれておりますことに、感謝申し上げます。また、この度の改正動物愛護法の成立にご尽力いただき深く敬意を表する次第であります。

【本県の取組】

徳島県におきましては、改正動物愛護法の理念を取り入れ、本県動物愛護行政の羅針盤である「徳島県動物愛護管理推進計画」について、動物愛護法改正と時を同じくして2019年4月に「新たな10カ年計画」を策定いたしました。

当計画においては、主要目標として「助けられる犬・猫の殺処分頭数」について、2023年に200頭、2028年にはゼロの目標を掲げるとともに、譲渡交流拠点施設「きずなの里」を拠点とした、動物愛護推進員やボランティアの研修会開催など官民協働による各施策の推進や動物の適正飼養の取組みなどを盛り込み、実現に向け積極的に推進しております。

この結果、当センターが開所した2003年度「10,263頭」であった犬及び猫の殺処分頭数は、2019年度は、「476頭」（犬307頭、猫169頭）となり、開所当初の4%程度まで減少しております。

【改正動物愛護法を踏まえた新たな取組】

アフターコロナにおいては、県民の犬猫に対する適正管理や愛護意識のさらなる向上を図るとともに、「人と動物とがともに暮らせる『うるおいと喜び』のある地域づくり」を加速することが重要であると考えております。

そこで徳島県では、これまで継続実施してきた、県獣医師会や市町村と連携した「不妊・去勢手術」の推進、ペット動物への「マイクロチップ」の装着推進、クラウドファンディングを活用した県外への「譲渡」の推進に加えて、令和3年度から新たに、動物愛護ボランティアの中から、専門的技術・知識を有する人材を「アニマルケースワーカー」として任命し、地域の飼い主のいない猫に対する捕獲支援や適正飼養に関する助言を行い、さらに、次世代への情操教育として、学校における「命の授業」等への派遣を行っております。

【議員連盟へのご期待】

今後も「助けられる犬・猫殺処分ゼロ」に向けて、地域に根ざした、より効果的な取組を図って参りたいと考えておりますので、貴連盟の皆様には、これら本県の取組みをはじめ、各自治体における施策への積極的なご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貴連盟の皆様のご活躍により、今後ますます「動物の命が大切にされる精神」が大きく広がっていくことを心よりご期待申し上げます。

徳島県知事 飯泉嘉門

<b>香川県</b>	首長の お名前	<b>浜田 恵造</b>	担当 部署	健康福祉部生活衛生課 乳肉衛生・動物愛護グループ
------------	------------	--------------	----------	-----------------------------

このたびは、犬猫の殺処分の減少や飼養環境の向上に向けた動物愛護管理法の改正並びに動物愛護管理の一層の推進に御尽力いただきありがとうございます。

香川県では、後先を考えない無責任な餌やりによる野犬や野良猫の繁殖、飼い犬猫の逸走などが原因による所有者不明の犬猫の收容が多く、特に、犬の收容数、殺処分数が全国で最も多いことが課題となっています。このため、平成31年3月に高松市と共同で開設した「さぬき動物愛護センター しっぽの森」を拠点として、動物愛護教室など、県民に向けた普及啓発事業を実施するとともに、一般の方に責任を持って犬猫を譲渡している譲渡ボランティア等との連携を強化し、犬猫の適正な譲渡を進めています。また、県保健所においては、令和元年度から收容期間を延長し、全ての收容動物の情報をホームページに掲載しており、令和2年度には收容施設を改修するなど、元の飼い主に返還できるよう努めています。

加えて、本県では、犬猫の殺処分数の減少は、收容数そのものを減らすことが最も重要な取組みであると考え、「無責任に餌を与えるだけの行為は結果として不幸な犬猫を増やすこと」などについて、県民に広く呼び掛けているところです。

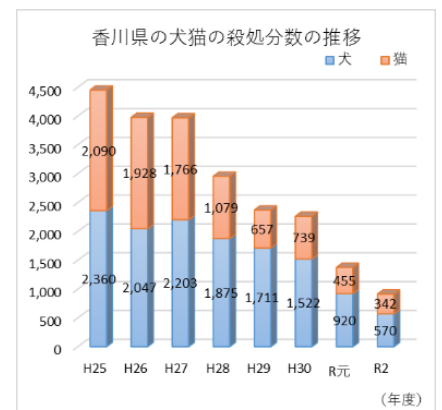
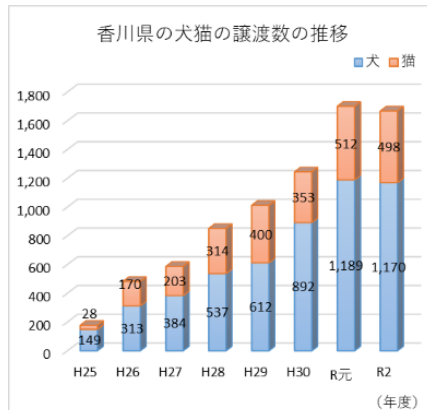
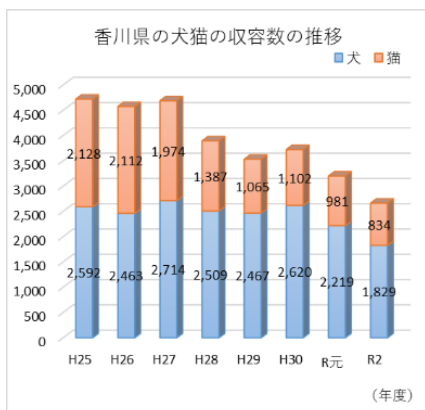
こうした取組みにより、令和2年度は平成25年度に比べ收容数については、犬は約3割、猫は約6割減少し、殺処分数については、犬は約7.5割、猫は約8割減少し、收容された犬猫の譲渡数は、大幅に増加しています。

今回の動物愛護管理法の改正に伴い、「香川県動物愛護管理推進計画」を令和3年3月に改正し、国の基本指針で定めている数値目標より高い「令和12年度の犬の殺処分数について令和2年度比50%減、令和12年度の猫の殺処分数について令和2年度比20%減」を本県の数値目標として掲げ、取組みを進めているところです。

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、地域住民や県内市町等と連携し、野犬・野良猫の増えない地域づくりを行うことや、不妊去勢措置や終生飼養の徹底等の飼い主の責任意識の浸透を図るとともに、動物取扱業者の飼養管理基準遵守の徹底を進めるなど、様々な施策を展開していきたいと考えています。

「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様方におかれましては、引き続き、関係法令の整備やその着実な運用を一層推進するとともに、動物愛護管理に関する普及啓発に向けた御提言や、地方の実情を踏まえた御支援に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

香川県知事 浜田 恵造



<b>愛媛県</b>	首長のお名前	<b>中村 時広</b>	担当部署	保健福祉部健康衛生局 薬務衛生課 乳肉衛生・動物愛護係
------------	--------	--------------	------	--------------------------------

「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」におかれましては、日頃から、本県の動物愛護行政の推進にお力添えを賜っており、厚くお礼申し上げます。

愛媛県では、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立を目指し、市町や関係団体、企業等と連携し、動物愛護の普及啓発や犬猫の譲渡促進など、各種施策を展開しております。

また、昨年度以降、改正動物愛護法の趣旨をふまえ、動物の引き取り制度の適正な運用や、地域における飼い主のいない猫対策、適正飼養の徹底に向けた啓発等に努めてきたところであり、令和2年度の処分頭数について、前年度から約4割削減することができたほか、今年3月には、愛媛県動物愛護管理推進計画を改正し、譲渡の増加など更なる対策の強化に力を注いでいるところです。

今後とも、関係団体等と一体となって、人間の身勝手に收容処分される不幸な命を一頭でも多く減らすことができるよう、さまざまな取り組みを進めて参る所存ですので、皆様方には、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

愛媛県知事 中村時広

高知県	首長のお名前	濱田 省司	担当部署	健康政策部薬務衛生課
-----	--------	-------	------	------------

動物愛護議員連盟の皆さまの動物愛護行政の推進に向けた日頃の取り組みに対しまして、深く感謝申し上げます。

令和元年度に改正された動物の愛護及び管理に関する法律では、動物取扱業事業者、飼い主の責務として適正飼養、マイクロチップ装着等が明示されるとともに、一般の方の野外における餌やり活動も指導の対象となるなど大幅な改正となりました。また、法令違反の罰則につきましても強化されたところであり、その効果に期待しております。

一方、全国的には多頭飼育による不適正飼養者から、強制的に動物を保護しなければならぬケースにおける法的根拠等まだまだ課題は山積している状況であり、その解決に向けて引き続き取り組みが求められます。

高知県においては、保護した犬猫を譲渡するにあたり、従来の不妊去勢手術費用の助成制度にマイクロチップ装着に係る費用等の助成を加え、譲渡犬猫が適正飼養のモデルとなるように拡充するとともに、飼い主のいない猫の不妊手術費用の助成制度を拡充し不幸な命をなくす取り組みを推進しております。

今後も、人と動物との調和のとれた共生社会に向けて、県民、ボランティア、関係団体等と連携しながら、動物愛護施策を推進してまいります。

動物愛護議員連盟の皆さまには、一層の法整備と地方自治体に対する更なる支援をお願い申し上げます。

令和3年10月

高知県知事 濱田 省司

<b>福岡県</b>	首長の お名前	<b>服部 誠太</b>	担当 部署	保健医療介護部生活衛生課 乳肉衛生係
------------	------------	--------------	----------	-----------------------

動物は人々の心を支え、生活に潤いや喜びをもたらすなど、人にとってかけがえない存在です。

一方で動物の安易な飼養や遺棄、虐待、悪質な業者による販売などが後を絶たず、社会問題となっています。

このような中、2019年の動物愛護管理法改正に伴い、動物取扱事業者が遵守すべき飼養管理基準が明確化されたことから、客観的に、勧告、命令、取消などの処分の判断ができるようになり、こうした問題の解決に向け大きな力となることが期待されます。

県としては、業者に対し新基準を遵守するよう指導・助言を行うとともに、違反している業者には、厳正に対処してまいります。

2021年1月、本県では、人と動物の健康、そして環境の健全性は一つとするワンヘルスの理念を実践するため、福岡県ワンヘルス推進基本条例を全国に先駆けて施行しました。

今後は、この条例の基本方針の一つである「人と動物の共生社会づくり」の実現に向け、「第3次福岡県動物愛護推進計画」に基づき、市町村をはじめ関係団体との連携を図りながら、適正飼養の普及啓発や譲渡の促進などの取り組みを進めてまいります。

福岡県知事 服部 誠太



<b>佐賀県</b>	首長の お名前	<b>山口 祥義</b>	担当 部署	健康福祉部 生活衛生課
------------	------------	--------------	----------	-------------

日頃から本県の動物愛護施策にご理解・ご協力いただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

犬や猫は、時に家族の一員のようにパートナーとして、私たちに寄り添い、癒しや元気を与えてくれるかけがえのない存在であり、私たちの手で最後まで責任を持って大切に育てていかなければなりません。

そこで、佐賀県では、犬や猫の命を1匹でも多く救うため、平成27年3月に犬猫譲渡センターを開設しました。その施設名を佐賀弁で「最後まで一緒だよ」という思いを込めて「いっしょけんね」とし、令和3年3月までに約16,000名の方に来館いただき、1,000頭を超える保護された犬や猫が新しい飼い主のもとで生活しています。また、感染症予防のワクチン接種や民間獣医師による病気の早期発見・治療ができる体制を整え、保護された犬や猫の生存率を上げることにより譲渡しやすい環境づくりにも力を入れています。

このような取組により、昨年度の犬や猫の殺処分数は、平成27年度の約7分の1まで減らすことができました。

さらに、今年度からは新たにミルクボランティア制度を取り入れ、保護された離乳前の犬や猫たちが元気な状態で新しい家族へ迎えられるよう活動を広げているところであり、ボランティアの方々に育てられ、すくすくと育っていく姿に、動物愛護活動の尊さをあらためて実感しています。

これからもかけがえのない命を大切に、人と動物が相互に信頼しながら暮らす社会の実現に向けて、ともに頑張っていきましょう。

結びに、貴連盟の皆様の今後ますますのご活躍と貴連盟のご発展を心からお祈り申し上げます。

佐賀県知事 山口 祥義（よしのり）

長崎県	首長のお名前	中村 法道	担当部署	県民生活環境部 生活衛生課
-----	--------	-------	------	---------------

このたびの動物愛護管理法の改正は、動物愛護精神の醸成、愛護動物の適正な飼養管理の普及を進めていくうえで、誠に意義深いことと存じます。

近年では、ペットは飼い主にとって単なる愛玩動物ではなく家族の一員、よきパートナーとして、ますます大切な存在となっております。

一方で、動物の飼い方をめぐる住民トラブルや飼い主のいない猫による糞尿・鳴き声等生活環境被害、一部動物取扱業者による動物の不適正飼養など、人と動物に関わる課題も顕在化しています。

本県では、犬猫の殺処分数を減らすため、「改正動物愛護管理法」及び「長崎県動物愛護管理推進計画」に基づき、メディアやインターネットなどを利用した飼い主への適正飼養の普及啓発活動、動物取扱業者や特定動物飼養施設への積極的な立入等を実施し、成果を上げてきたところであります。

今後も、人と動物が共生できる地域社会を実現するため、市町、自治会、ボランティア団体並びに獣医師会等と連携・協力して、動物愛護思想の普及啓発、地域の実状に即した犬猫の適正飼養管理を推進してまいります。

尾辻会長をはじめ議員連盟の皆様方におかれましては、本県動物愛護管理行政により一層のご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴議員連盟の今後益々のご発展とご活躍を祈念いたします。

長崎県知事 中村 法道

<b>熊本県</b>	首長の お名前	<b>蒲島 郁夫</b>	担当 部署	健康危機管理課衛生環境室 動物愛護班
------------	------------	--------------	----------	-----------------------

今般、尾辻会長のもと、超党派の議員の皆様方の御尽力により、改正動物愛護法が成立し、動物取扱業者が遵守すべき飼養管理基準が定められるなど、自治体の指導の実効性が担保され、国内の動物取扱業の適正飼養強化につながる大きな転機を迎えることができ、心より感謝申し上げます。

さらに、改正動物愛護法では、犬猫へのマイクロチップの装着義務化も規定されました。これにより、今後、国内全体での殺処分ゼロを目指した取組みに大いに期待できるだけでなく、動物取扱業者への指導時の記録と個体の照合、加えてワンストップサービスによる狂犬病予防法に基づく登録等事務手続きの簡素化等が期待されており、今般の改正は非常に重要な意義があると感じております。

さて、現在、地方自治体においては、公務員獣医師の確保が喫緊の課題となっており、動物愛護行政に携わる獣医師職員が不足しています。今後、これら自治体における公務員獣医師確保の施策や研修会等による人材育成の支援についても御検討いただければと切に願うところです。

本県では、平成28年度から「犬猫の殺処分ゼロを目指す」を目標に掲げ、平成29年3月に「動物管理センター」を「動物愛護センター」へ改組しました。現在は、飼い主に対する終生飼養や適正飼養の啓発、飼い犬や猫への避妊去勢手術の推進等の入口対策、保健所や動物愛護センターでのボランティアと協力した譲渡の推進、動物愛護管理ホームページによる譲渡犬猫の情報発信の充実等の出口対策に積極的に取り組んでおります。これらの取組みの結果、猫については、平成29年度以降殺処分は実施しておらず、犬についても令和2年度は過去最も少ない数となりました。

また、令和5年度には、動物愛護の拠点として、新たな動物愛護センターの開所を予定しており、開所後は子どもから大人までの幅広い年代の方々を対象とした動物愛護教育の更なる充実を図っていくこととしております。

災害時の同行避難体制の整備や多頭飼育崩壊への対応等様々な課題がありますが、各関係機関、ボランティア等との垣根を超えた連携・協力により、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向け施策を進めて参ります。

最後になりますが、貴連盟の今後益々の御活躍を祈念しメッセージとさせていただきます。

熊本県知事 蒲島 郁夫

大分県	首長のお名前	広瀬 勝貞	担当部署	生活環境部食品・生活衛生課
-----	--------	-------	------	---------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟におかれましては、日頃より大分県の動物愛護行政にご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。皆様の精力的な活動により、動物とヒトのよりよい共生社会の実現に向けて、機運が醸成されていると感じています。

2019年に成立しました「改正動物愛護法」は、人と動物の共生する社会の実現を目的としており、大分県でもこの法改正と機を同じくして、責任ある飼育の指導と啓発、動物福祉の教育と共生意識の醸成、収容犬猫の返還や譲渡、災害等緊急時被災動物の避難救護活動拠点の4つを活動の趣旨とした「おおいた動物愛護センター」を大分市と共同で開所しました。

また、本年3月には「大分県動物愛護管理推進計画（第3次）」を策定し、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県を目指した取組も推進しています。今後も、おおいた動物愛護センターを中心に、さらなる共生社会の実現に努めていきます。

議員連盟の皆様におかれましては、引き続き大分県の取組にご理解いただくとともに、動物愛護の現場の声にも耳を傾けていただき、動物とヒトとのよりよい共生社会の実現にご尽力いただくことをお願いいたします。

大分県知事 広瀬勝貞

宮崎県	首長のお名前	河野 俊嗣	担当部署	福祉保健部 衛生管理課
-----	--------	-------	------	-------------

「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の議員の皆様方におかれましては、平素から動物の愛護管理行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、動物の愛護及び管理に関する法律の改正にあたり御尽力いただきましたことに重ねて拝謝申し上げます。

動物愛護管理法の改正により、犬猫の飼養管理に係る具体的な数値基準が盛り込まれるなど、動物への虐待や無責任な飼育放棄等の事案に対し、一歩踏み込んだ指導・監視の実施が可能となり、更なる適正飼養を推進する環境が整ったと実感しているところです。

本県においては、平成29年に動物愛護施策の推進拠点となる「みやざき動物愛護センター」を宮崎市と共同で設立し、毎週日曜の譲渡会開催や、児童を対象とした動物介在教育である「いのちの教育」を実施するなど、犬猫の譲渡推進や適正飼養の啓発活動等に取り組んでおります。

また、令和3年4月に策定した「第3次宮崎県動物愛護管理推進計画」における各種施策を実行することで、法改正による効果と合わせ、究極の目標である「犬猫の殺処分ゼロ」を目指していくこととしております。

今後とも、動物が命ある存在であるという認識のもと、「人と動物が真に共生する社会」の実現に努めてまいりますので、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、貴連盟の益々の御発展と皆様方の御活躍を祈念いたします。

宮崎県知事 河野 俊嗣

鹿児島県	首長のお名前	塩田 康一	担当部署	くらし保健福祉部生活衛生課 乳肉衛生係
------	--------	-------	------	------------------------

「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」関係議員の皆様方の日頃よりの御活動に深く敬意を表します。

当県では、平成20年度に「鹿児島県動物愛護管理推進計画」を策定し、また、平成25年度には「鹿児島県動物愛護センター」を設立し、動物愛護管理行政に取り組んできております。

現在、犬・猫の殺処分頭数は年々減少傾向にありますが、依然として多くの犬・猫が殺処分されている状況にあり、こうした殺処分をゼロにし、人と動物の共生する地域社会を実現したいとの考えから、「動物愛護についての県民の意識向上を図り、動物の殺処分ゼロを目指す」ことをマニフェストに掲げております。

今年3月には、国の基本指針の改正に伴い、これまでの取組状況を踏まえ、当県の動物愛護管理推進計画の見直しを行いました。

本計画では、「動物愛護思想の普及の推進」、「適正飼養等の推進」などを基本的な方針とし、犬・猫の殺処分ゼロを目指すことを明記しており、令和12年度までに、犬・猫の譲渡率を70パーセント以上、殺処分頭数を350頭以下、うち譲渡適性のあるものについてはゼロとすることなどを数値目標としております。

今後も、猫の屋内飼養や不妊・去勢の推奨などの適正飼養や終生飼養のさらなる啓発のほか、地域猫活動の理解の促進やミルクボランティアへの支援などの取組により、数値目標の早期実現と、さらには、本計画の目標である「人と動物の共生する地域社会の実現」を目指してまいりたいと考えておりますので、引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、貴連盟の人と動物の共生する社会実現のための政策提言や情報発信に期待するとともに、今後の御発展を心よりお祈り申し上げます。

鹿児島県知事 塩田康一

<p><b>沖縄県</b></p>	<p>首長の お名前</p>	<p><b>玉城デニー</b></p>	<p>担当 部署</p>	<p>環境部自然保護課 自然保護班</p>
-------------------	--------------------	---------------------	------------------	---------------------------

はいさい ぐすーよー ちゅーうがなびら（皆様、こんにちは）。

貴連盟におかれましては、犬猫の殺処分ゼロをめざし、動物の飼育環境改善や、動物への虐待・飼育放棄の撲滅等のため、累次にわたる動物愛護管理法改正に取り組まれたことに対し、心から敬意を表します。

さて、沖縄県では、「沖縄県動物愛護管理推進計画」を策定し、「人と動物が共生できる沖縄県をめざして」を基本理念とし、犬猫の殺処分数ゼロに向けた取組や、動物の適正飼養の普及啓発など各種施策を実施しております。

この理念を実現するためには、一般の飼い主はもちろんのこと、動物取扱業者においても動物を適正に取り扱うことが求められますが、これまで飼養管理等についての客観的な指標が十分ではなく、動物取扱業者への指導に苦慮することも少なくありませんでした。

このような中、貴連盟の取組によって、令和元年、動物愛護管理法が改正され、動物取扱業者の飼養施設の構造や規模、従業者の数、繁殖回数等の数値規制が導入されたことにより、地方自治体の職員が根拠をもって指導にあたることができるようになりました。

改正法に基づき、指導、立入検査等を厳正に行うことで、動物取扱業者のより一層の適正化が図られるとともに、飼養環境の改善等により犬猫の殺処分数の減少につながるなどの効果が期待されます。

このほか、改正法ではマイクロチップの義務化や虐待の罰則強化等も規定されており、犬猫の殺処分ゼロの実現に大きく寄与するものと考えております。

結びに、貴連盟におかれましては、引き続き、動物愛護の精神に則り、制度の改正等に御尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年2月2日

沖縄県知事 玉城 デニー

<b>札幌市</b>	首長の お名前	<b>秋元 克広</b>	担当 部署	保健福祉局 保健所 動物管理センター
------------	------------	--------------	----------	--------------------

ペットが「人生のパートナー」として、また家族の一員として、家庭内等において非常に重要な役割を担うようになっている一方で、動物の遺棄や虐待、飼い主のマナーの欠如による近隣住民とのトラブル、飼い主のいない猫の問題、動物取扱業者による動物の不適切な管理など、ペットに関する様々な問題も残念ながら後を絶ちません。

このような中、超党派の国会議員の皆様のご尽力により、『動物の愛護及び管理に関する法律』の大幅な改正がなされ、動物に関わる事業者に対する大幅な規制強化や、所有者不明の犬及び猫の引取りの取扱の厳格化などが盛り込まれたことは、「不幸な動物たちを生み出さない」という我が国の強い意志が示されたものと受け止めております。

札幌市におきましてもこれまでの取組を検証し、明らかになった課題に対応するため、平成30年には動物の愛護、管理、体制整備に係る数値目標や具体的な実施事業を盛り込んだ『札幌市動物愛護管理推進計画』を策定し、市民や動物関係団体と協力して動物愛護精神の涵養、動物の適正飼養の推進、動物福祉の向上に取り組んでおります。

特に、全国的にも問題となっている「飼い主のいない猫に起因する諸課題」については、令和2年6月に「札幌市飼い主のいない猫への対応ガイドライン」を策定し、問題解決に取り組む地域に対して、猫たちの不妊手術を行うなどの支援を開始したところです。

また、今後に向けて本市の動物愛護管理施策を推進する基幹施設となる「(仮称)動物愛護センター」の整備を計画しており、引き続き市民や関係団体等とのさらなる連携・協働を図りながら、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目指してまいります。

国におかれましても、地域が抱える課題を引き続き注視いただき、今後とも必要な施策の立案や方向性の明示など、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

札幌市長 秋元 克広



仙台市	首長のお名前	郡 和子	担当部署	動物管理センター
-----	--------	------	------	----------

仙台市では、「仙台市動物愛護行政の基本指針」に基づき、「人と動物が共に健康に生きていけるまち」の実現を目指しております。そのため、毎年度、学識経験者、獣医師、販売業者、市民等で構成する動物愛護協議会による協議を踏まえて「仙台市動物愛護アクションプラン」を策定し、適正飼養の推進、人と動物の良好な関係構築など、市民協働による動物愛護の取り組みを推進しているところです。

また令和2年4月に施行された「仙台市人と猫との共生に関する条例」は、猫の適正飼養・管理を推進するため市、飼い主及び販売業者の責務並びに市民等及び獣医師会等の役割を明らかにすることにより、快適な生活環境を保持し、もって人と猫とが共生する社会の実現に資することを目的としております。

この条例に基づいた取り組みとして、地域猫活動についての普及啓発を行うため、具体的な進め方や事例等をわかりやすくまとめた「地域猫活動手順書」を作成し、ボランティアとも連携してこれをテキストに市民説明会を開催しました。さらに飼い主への終生飼養や室内飼育、不妊去勢手術などの適正な飼い方の普及啓発が重要であることから、市広報誌への掲載、市主催イベントにおけるチラシの配布、適正飼養セミナーの開催、市動画チャンネルや市メール配信サービス等情報発信ツール等も工夫しながら広報・啓発活動を行っております。

このほか、飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策として、仙台市獣医師会と連携した飼い主のいない猫への不妊去勢手術助成事業への補助、捕獲用ケージの無料貸出など行っているほか、定期的な譲渡会を開催し、可能な限り譲渡できるよう努めているところです。これらの取り組みの結果、本市における猫の殺処分については、平成30年度は279頭、令和元年度は155頭、令和2年度は126頭と減少しております。また犬に関しては、平成24年度以降、殺処分は0頭となっております。今後とも、動物が命あるものとして適正に飼養されることが重要であるとの考えのもと、その環境づくりに努めてまいります。

さいたま市	首長のお名前	清水 勇人	担当部署	生活衛生課
-------	--------	-------	------	-------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様の日頃よりの熱心な御活動に、深く感謝申し上げます。

先の動物の愛護及び管理に関する法律の改正では、犬猫飼養管理基準の導入、犬猫販売時のマイクロチップ装着の義務化、特定動物の愛玩目的飼養の原則禁止など、これまでにない大きな改正が行われました。本市も、法改正の趣旨を踏まえ、法による規制が有効に機能するよう体制の整備に努めているところです。

さて、今回も含め、数次の法改正が目指す大きな目標の一つは、議員連盟の皆様が目指すところの犬猫の殺処分の削減であると理解しております。本市では、回復の見込みがないにも関わらず、大きな苦痛を受けている傷病動物などに対する、動物福祉的見地からの安楽死は必要と考えておりますが、そうした事例を含めましても近年の殺処分数は犬猫とも年間一桁で推移しております。これは、本市において犬の鑑札装着、所有者のいない猫の去勢不妊手術助成事業などを地道に推進したことに加え、多くの市民と民間団体の御理解、御協力を得られていることによるものと考えております。

今後、殺処分をさらに減らしてゆく上では、いわゆる野良猫に対する無秩序な給餌と、多頭飼育崩壊の2つが大きな課題であると本市は考えております。いずれも、動物の繁殖が促され、極めて劣悪な環境に置かれる点、そして、自治体が一度に多数の動物を引き取らざるを得なくなる結果、その收容能力を超えることが殺処分の原因となる点で共通しており、全国的にも大きな課題であると認識しております。

先の法改正では、動物の給餌等に起因する生活環境の被害について、原因者に対する命令権が規定されましたが、野良猫への給餌については、動物の所有者でない者への指導は限界があります。また、多頭飼育崩壊が一般家庭で起こった場合については、私権との関係により、発見、解決、再発防止のいずれもが困難であることから、他法令との関係も含め、更なる対策が必要であると考えております。

このように、動物の殺処分を削減するためには、複層的な対策アプローチが必要と考えられます。今後、議員連盟の皆様には是非、私ども地方自治体もヒアリング対象に加えていただき、今、行政の現場において課題となっていること、その解決のために必要なことなどについて知見を深めていただくことで、次の法改正に活かしていただければと存じます。

令和3年10月6日

さいたま市長 清水 勇人

千葉市	首長のお名前	神谷 俊一	担当部署	保健福祉局医療衛生部生活衛生課 食品衛生班
-----	--------	-------	------	--------------------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様方には、平素より動物愛護行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

千葉市では、令和元年度の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正を受け、市民向けにホームページ等で広く改正内容を周知しているほか、動物取扱業者に対するリーフレットの送付及び立入検査時の飼養管理基準遵守状況の確認や指導を通じた対応の強化を図っているところです。

また、今般の法改正により飼養施設の数値基準が示され、動物取扱業者に対してより明確な指導が行えるようになったことで、不適正飼養を行う業者が減り、よりよい動物福祉へとつながっていくことが期待されます。

今後につきましても、人の快適な暮らしと動物愛護との共生する社会を目指し、引き続き、動物取扱業者への指導を強化するとともに、動物の習性を考慮した適正飼養の普及・啓発、收容される動物数の削減、收容動物の適正譲渡の推進にボランティア、市獣医師会の皆様等と連携しながら取り組むため、意見交換などの場を通じた対話に努めてまいります。

本市では、貧困や高齢化などの様々な問題に起因する多頭飼育問題において、動物を保護する際、引き渡し拒否をされる場合があります、課題と認識しております。貴連盟におかれましては、引き続き人と動物の共生する社会の実現に向け、動物の緊急的な一時保護が必要な場合の所有権問題などに係る法整備にお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご活躍と連盟の発展をご祈念申し上げます。

千葉市長 神谷 俊一

<b>横浜市</b>	首長のお名前	<b>山中 竹春</b>	担当部署	健康福祉局動物愛護センター
------------	--------	--------------	------	---------------

横浜市は、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進するため、適正飼育の普及啓発や収容動物の譲渡に力を注いでいます。

横浜市には、政令指定都市で最多となる、約1,400の第一種動物取扱業の施設があります。2019年の動物愛護法の改正による、動物取扱業による飼養のさらなる適正化や、動物の不適切な取扱いへの対応の強化は、横浜市の動物愛護に関する施策を大きく後押ししています。特に、飼養施設の構造・規模などの数値基準が明示されたことで、事業者に対して、よりの確な指導が可能となり、ケージの適切な設置などが進んだことは、法改正の効果であると考えています。

横浜市では、収容される犬猫のうち8割以上を猫が占め、その半数以上は生まれて間もない子猫です。飼い主のいない猫を少しでも減らすため、不妊去勢手術費用の一部補助や市民の皆様が行う地域猫活動をご支援しています。

今後も、人と動物とが共生し、共に幸せに暮らせる社会を目指し、市民の皆様、動物愛護関係団体の皆様とのパートナーシップのもと、保護収容された動物を可能な限り譲渡できるよう、全力で取り組んでまいります。

引き続き、貴連盟の皆様の御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

横浜市長 山中 竹春

川崎市	首長のお名前	福田 紀彦	担当部署	健康福祉局保健所生活衛生課
-----	--------	-------	------	---------------

少子高齢化の進展や、核家族世帯の増加などの社会情勢の変化に伴い、より多くの方々が犬や猫などの動物を飼養するようになってきています。そして、これらの動物は、様々な形で潤いと喜びを与えてくれる存在として、飼い主にとってかけがえのないものとなっています。

一方、周辺環境に大きな影響を与える不適切な動物の多頭飼育や、動物の遺棄・虐待など、様々な問題も発生しています。

川崎市では、平成27年10月から「ひと どうぶつ MIRAI プロジェクト」として、公益社団法人川崎市獣医師会や、ボランティア団体等と連携し、いのちを「まなぶ」「つなぐ」「まもる」をキーワードに、動物愛護施策を進めています。

その施策として、平成30年8月からは、地域住民と特定の飼い主のいない猫との共生を目的に「川崎市地域猫活動サポーター制度」を開始し、地域コミュニティにおける相互理解と互助の促進に取り組んでいます。

さらに、平成31年2月には動物を通じて誰もが集い、憩い、学べる交流施設として、動物愛護センター「ANIMAMALL(アニマモール)かわさき」を開設し、動物愛護思想の普及啓発や動物の譲渡等を推進するとともに、多様な主体が協働するプラットフォームとして情報交換・活動支援を実施し、人材育成や情報発信等を行っています。

このたびの改正は、動物取扱業者のさらなる適正化、動物の不適切な取り扱いへの対応の強化にも踏み込んでおり、社会全体における動物愛護に関する関心の高まりに呼応するものであり、本市の動物愛護施策を加速させるものとなっています。

今後も動物を通じて人々の笑顔があふれ、幸せを感じることができる「最幸のまち」、命を大切にし、やさしさにあふれる「人と動物が共生する心豊かなまち」を目指してまいりたいと考えています。

川崎市長 福田 紀彦

<b>相模原市</b>	首長のお名前	<b>本村賢太郎</b>	担当部署	健康福祉局保健衛生部生活衛生課 生活衛生班
-------------	--------	--------------	------	--------------------------

「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様におかれましては、動物の命が大切にされる社会の実現に力を尽くしていただいております、心から敬意を表します。

令和元年6月の動物愛護管理法の改正は、動物遺棄や虐待に対する罰則の強化や、適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化など、すべての関係者において、動物愛護の機運が高まる契機となりました。

本市ではこれまでも、野良猫の不妊去勢手術や地域猫活動への支援のほか、令和2年度には、民間事業者と災害時におけるペットフード等の物資確保に係る協定を締結するなど、人と動物との共生社会の実現に向けた取組に力を注いでおり、今回の改正を受けて、動物愛護に係る普及啓発活動のさらなる推進と、動物取扱業者に対する飼養管理基準の遵守徹底のための必要な指導に取り組んでいるところでございます。

今後、必要な施策をさらに推進するためには、多くの市民や関係団体の皆様等との連携が不可欠であり、特に、動物を飼養する受け皿となっている動物愛護ボランティアの皆様へのより一層の支援が必要であると考えております。

今後とも、動物取扱業者に対する指導徹底を図るとともに、市民への適正飼養の普及啓発と動物愛護精神の醸成を推進してまいりますので、引き続きご支援くださるようお願いいたします。

令和3年10月22日

相模原市長 本村 賢太郎

<b>新潟市</b>	首長のお名前	<b>中原 八一</b>	担当部署	保健衛生部保健所環境衛生課 動物愛護センター
------------	--------	--------------	------	---------------------------

新潟市では、動物愛護精神の普及啓発を図り、人と動物が共生できる社会の実現のため、日々取り組んでおります。

この度、動物愛護法が改正され、これまで以上に規制が強化されたことは、無責任な動物取扱業者や飼養者への指導や規制を可能にし、「人と動物との共生社会の実現」への新たな一歩になると感じております。これも「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の議員皆様にご尽力いただいた結果と受け止めております。

新潟市においては、本市も参画し県が定めた「新潟県動物愛護管理推進計画」に基づき、犬猫の殺処分数の削減を進めてまいりました。その結果、昨年度はじめて譲渡数が殺処分数を上回りました。これは、飼い主や事業者に対する適正飼養、終生飼養の指導・普及啓発活動や各種ボランティア団体との連携等により譲渡活動が功を奏したものと意を強くしています。

今後の課題としては、地域猫活動の推進や多頭飼育問題などが挙げられますが、行政機関同士の連携を図り、地域や各種ボランティア団体の協力をいただきながら解決の方法を模索している段階です。これらの問題は、飼い主や餌やりの精神的・経済的な問題等の複雑な要因があり、アプローチが難しい事案が見受けられることから、引き続きご指導とご教授をいただきたく存じます。

さて来年度は、いよいよマイクロチップの装着・登録が義務化され、動物愛護行政を取り巻く状況は大きな転換期を迎えます。私たち行政機関が滞りなく動物愛護施策を推進できるよう、国においても更なるご支援をお願いいたします。

新潟市長 中原 八一

<b>静岡市</b>	首長の お名前	<b>田辺 信宏</b>	担当 部署	保健福祉長寿局保健衛生医療部 動物指導センター
------------	------------	--------------	----------	----------------------------

日頃より、犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、動物愛護行政に多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の動物を取り巻く現状は、無責任な飼育放棄や動物の不適切な取り扱い等、まだまだ厳しい状況が続いております。

このような中、貴議員連盟の皆様のご尽力により、令和元年に「動物愛護法」が改正され、動物の適正飼養のための規制が強化されたことは、指導する自治体にとって大きな後ろ盾となっております。

また、この法改正により、飼養管理基準の具体的な数値が示され、動物取扱業者への厳格な指導が可能となったことにより、動物の飼育環境の更なる改善が期待されます。

本市においては、市獣医師会やボランティア団体等との連携により終生飼養の徹底、譲渡の促進等を強化し、犬猫の殺処分頭数は近年大幅に減少しており、加えて動物愛護に対する市民理解が深まっております。

動物は、私たちの生活に潤いと安らぎをもたらし、いたわりの心や命を預かる責任の重さを教えてくれます。こうした動物とのふれあいや関わりは、豊かな人間性の醸成と社会の成熟につながるものであり、「誰ひとり取り残さない」SDGs の精神にも合致するものと考えます。

今後も、飼養者だけでなくすべての市民に対し、動物愛護精神の向上と適正飼養の理解の更なる促進を図ってまいります。

貴議員連盟の皆様におかれましては、人と動物の共生する社会の実現を図るための法令整備や基準順守のための助成制度の充実など、動物愛護の取り組みについて、更なるご支援をお願いいたします。

令和3年10月

静岡市長 田辺 信宏



<b>浜松市</b>	首長の お名前	<b>鈴木 康友</b>	担当 部署	都市整備部動物園 動物愛護教育センター
------------	------------	--------------	----------	------------------------

浜松市動物愛護教育センターは、「人と動物を愛するまち浜松」を基本理念とし、動物たちの姿をとおして「いのち」を大切に作る心豊かな子供と優しい市民の暮らす街を目指して、身近な動物である犬や猫とのふれあいを通じた動物愛護事業といのちの教育事業を推進するため設立しております。

センター設立後、保護したり引き取ったりした犬や猫の生存率は犬で 89.6%から 98.2%へ、猫で 36.6%から 77.5%に向上し、殺処分数は減少しています。また、いのちの教育プログラムを年々充実させた結果、多くの子供たちが参加し、「いのちを大切に作る心」、「生きる力」、「自然を大切に作る心」の育成などに成果をあげています。

令和2年6月1日から改正動物愛護法が順次施行され、それに伴い、本市における関連業務の対応方法も変わってきております。その中でも本年6月1日から動物取扱業者の遵守基準が具体的に明示され、動物取扱業者の飼養管理状況を判断する際に主観的ではなく客観的にとらえることが可能となり、適切な飼養管理に対する動物取扱業者の意識の向上が図られております。

また、令和4年6月までに施行予定である販売犬猫へのマイクロチップ装着義務化により、保護した放浪犬の返還率の向上や、動物取扱業者の適正な生体管理につながると期待しています。

動物愛護議員連盟の皆様には、人と動物の共生する社会の実現へ向け、必要な法令整備及び地方自治体等への支援をお願いしたいと思います。

令和3年10月

浜松市長 鈴木 康友

<b>名古屋市</b>	首長の お名前	<b>河村たかし</b>	担当 部署	健康福祉局健康部食品衛生課 獣医務係
-------------	------------	--------------	----------	-----------------------

動物の「いのち」を大切に作る気運の高まりを背景に、令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物の適正飼養や動物取扱業の適正化の推進を一層図ることとされました。

名古屋市では、このような状況を踏まえて、犬猫の殺処分や犬猫による迷惑などの人とペットに関する社会問題解決のために、令和2年3月に「名古屋市人とペットの共生推進プラン」を策定しました。

このプランでは、令和11年度までの目標として、犬は平成28年度に達成した殺処分ゼロを維持し、猫においても殺処分ゼロの達成を目指しています。これらの目標達成に向け「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」を活用し、新たにTNR活動の支援や譲渡犬猫の飼主への支援など、犬猫の収容頭数を減らし、譲渡頭数を増やすための様々な施策を進めております。

犬猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟の皆様には、今後とも動物愛護に関する取組みへのご協力をお願いいたします。

本市としましても「人とペットの共生するまち・なごや」の実現のため、動物愛護の普及啓発や犬猫による迷惑の減少を図り、犬猫の殺処分ゼロの達成・維持に向けて取り組んでまいります。

名古屋市長 河村 たかし

京都市	首長のお名前	門川 大作	担当部署	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
-----	--------	-------	------	---------------------

犬猫をはじめとしたペットは、飼い主にとって心にうるおいや癒しを与え、また、高齢者にとっては心の支えや健康保持の面からも重要な役割を担っており、家族の一員として、あるいは人生のパートナーとして生活に欠かすことのできない存在にもなってきました。

その一方で、動物の遺棄や虐待、不適切な動物の飼養管理による生活環境の悪化等が社会的な問題となっており、解決に向けて全力で取り組んでいく必要があります。

京都市では、全国で初めて「京都動物愛護憲章」を京都府と共同で制定し、「人と動物が共に暮らすうるおいのある豊かなまち・京都」を目指す憲章の理念を踏まえ、全国初となる府市協調の取組として京都動物愛護センターを共同設置し、殺処分数の削減、終生飼養等の啓発や積極的な譲渡事業、ボランティアとの協働事業等を推進するとともに、同センターに動物虐待通報・相談窓口を設け、関係機関との迅速な情報提供を図り、必要な対応を行っています。

また、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づき、地域の合意の下での「まちねこ活動」に対して避妊去勢手術を支援することで取組を広げ、災害時のペットの同行避難の体制づくりなど、市民ぐるみの取組を進めてまいりました。

近年、少子高齢化、人口減少といった社会の変化に伴い、多様化、複雑化する人と動物との関わりに影響した問題に対応していくため、改正動物愛護管理法を踏まえ、「第二期京都市動物愛護行動計画」を令和3年3月に策定し、これまでの取組の推進をより一層図るとともに、顕在化する多頭飼育崩壊やひとり暮らしの高齢者のペット問題などについても重点的に関係者との協働による取組を進めてまいります。

今後も、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、尾辻会長をはじめとする「犬猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟」の皆様のお力添えをいただきながら、市民、事業者、関係団体、ボランティア等との共汗で取組を一層進めてまいりますので、更なる御支援をお願い申し上げます。

京都市長 門川 大作

大阪市	首長のお名前	松井 一郎	担当部署	健康局健康推進部生活衛生課
-----	--------	-------	------	---------------

大阪市では大阪・関西万博が開催される 2025 年までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現することを目指し、行動計画を策定し、終生飼養等適正飼養啓発、市民全体の動物愛護に関する意識・関心の高揚及び地域・愛護団体・事業者・市民等様々な活動主体との連携・協働体制の構築等各種施策に取り組んでおります。

2019 年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正は、動物の所有者等が遵守すべき責務の明文化、幼齢の犬猫の販売等の制限や飼養管理基準の制定など第一種動物取扱業者による適正飼養等の促進、また、犬猫の繁殖業者等へのマイクロチップの装着と登録の義務化、適正飼養が困難な場合の繁殖防止措置の義務化等の適正飼養のための規制強化等、不幸な動物たちをなくしていくことに大きく寄与するものと確信しております。

また、大阪市では人と動物の共生ができる街づくりの一つとして、「街ねこ」事業と称し、所有者のいない猫、いわゆる野良猫を地域住民の方々の理解のもと不妊去勢手術を行い、地域で適切に管理する取組みの支援を行っております。一方で、生活環境に被害を与える不適切な給餌行為がこの取組みを後退させる要因となっています。本改正により不適切な給餌者に対する指導、勧告、そして命令が可能となりましたので、不適切な給餌者に対しては、本条文を適用し、指導等を行っていきたいと考えております。

大阪・関西万博のメインテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」にふさわしい、人と動物が共生できる街づくりを引き続き目指してまいりますので、犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の各位におかれましても、引き続きの御支援をお願い申し上げます。

大阪市長 松井 一郎

<b>堺市</b>	首長のお名前	<b>永藤 英機</b>	担当部署	健康福祉局健康部 保健所 動物指導センター
-----------	--------	--------------	------	--------------------------

平素より、動物の命が大切にされる社会をめざして活動をされている「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様には心から敬意を表します。

今回の動物愛護管理法の改正にて、動物取扱業者にかかる適正な飼養基準が定められたことは意義があると考えています。

堺市では、動物取扱業者に新たに定められた基準などの理解が進むように法改正の周知に努めています。また、市民の皆様には、適正飼育の重要性を知っていただけるように、収容動物の譲渡や講習会の実施など動物愛護事業に取り組んでいます。

近年、ペットに対しては「家族の一員」として愛護意識が高まる一方で、様々な事情で飼育することが困難となり、保健所に保護を求める飼い主がいます。

本市では、保護した犬や猫が元気な状態で新たな飼い主に巡り合えるように必要な検査や治療等を実施しています。

また、「地域猫フードバンク」として募ったフードを市内の活動団体に提供したり、猫と地域住民が快適に暮らせるように、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い地域で管理する「地域猫活動」への支援も行っています。

今後とも、人と動物が幸せに暮らせる社会をめざして、動物を飼育する方々をはじめとして全ての市民の皆様には動物愛護の精神を普及啓発し、殺処分を減らすことができるよう取り組みます。

議員連盟の皆様には、各自治体の実状などをご理解いただきまして、改正法が円滑に運用されるよう一層のお力添えをお願いいたします。

堺市長 永藤 英機

神戸市	首長のお名前	久元 喜造	担当部署	健康局環境衛生課
-----	--------	-------	------	----------

「犬猫殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様におかれては、人と動物が共生できる社会の実現に向けて、日頃より超党派で積極的な取り組みを行われていること、改めて敬意を表する次第です。

本市においては、同様の理念の下、平成 29 年には議員提案条例として「人と猫との共生に関する条例」が制定され、条例に基づき計画的な野良猫の繁殖制限やミルクボランティアへの支援等を行い、不幸にして命を奪われる子猫を減らしていくための取り組みを進めています。この成果として、本市の子猫の殺処分数は条例制定前である平成 28 年度の年間 374 頭から、令和 2 年度には年間 50 頭と大幅に減少しているほか、地域猫活動についても市内で 127 団体に取り組んでいただいています。

また、本年 10 月には市内の総合福祉ゾーンであり、多数の市民が訪れる「しあわせの村」に、新たな動物愛護の拠点として「こうべ動物共生センター」を開設しました。このセンターでは保護犬猫の譲渡事業や動物愛護に関する啓発等これまでの動物愛護施策を拡充するとともに、動物を介して人の健康増進に寄与するアニマルセラピーなど、市民の健康や福祉に寄与する取り組みも進めているところです。

令和元年の動物愛護管理法の改正では、動物虐待に対する罰則の強化や新たな動物取扱事業者の飼養管理基準の制定など、近年唱えられている動物福祉の視点からも、大きく前進したものと考えております。本市においても、改正の趣旨や意義を踏まえ、積極的に事業者への指導等を行っているところです。

これからも動物愛護行政の推進、人と動物が共生できる社会づくりに取り組んでまいりますので、「犬猫殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様におかれては、今後とも、法改正と併せて、自治体が行う各種の施策に対しても支援をいただきますようお願い申し上げます。

令和 3 年 10 月 22 日

神戸市長 久元 喜造

岡山市	首長のお名前	大森 雅夫	担当部署	保健福祉局保健福祉部保健管理課
-----	--------	-------	------	-----------------

日頃から、各地方自治体が行う事業にご理解とご協力を賜るとともに、この度の動物の愛護及び管理に関する法律の改正へのご尽力について、厚く御礼申し上げます。

岡山市では、平成13年に動物が好きな人も嫌いな人も動物愛護の精神を通じて、生命の尊重、友愛の気持ちを育み、動物と共生できる社会の実現を目指すため「岡山市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定しました。

その後、令和2年には、動物の愛護及び管理に関する法律の改正等を踏まえ、条例改正を行うとともに、新たに「動物共生社会実現基本施策」を策定し、各種事業を推進しているところです。特に早急な対応が必要な事業と位置付けしたのが、所有者不明の保護犬・保護猫に生存の機会を与えるため、譲渡体制の強化を図ることです。

令和2年度に岡山市保健所が保護した犬は216頭でした。そのうちの多くは返還・譲渡されましたが、殺処分数を減らすためには、保護された犬のうち、人に慣れていない犬（野犬等）の譲渡先を見つけなければならないという問題に直面しました。

この問題を解決すべく令和2年度から本市で開始した事業が、「保護犬の人馴れ訓練事業」です。保護した野犬等に対し、人とのふれあいの時間を徐々に増やすことで、野犬等が譲渡可能な犬になり、令和3年8月時点で20頭を譲渡することができました。

岡山市では、今後とも、不幸な動物が1頭でも少なくなるよう、国、関係団体等と連携しながら、様々な動物愛護施策を推進してまいります。引き続き、私どもの施策等に対し、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

広島市	首長のお名前	松井 一實	担当部署	動物管理センター
-----	--------	-------	------	----------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟におかれましては、平素より本市の動物愛護管理行政への御協力を頂いておりますことに厚くお礼申し上げますとともに、動物愛護法改正に御尽力いただきましたことに心から敬意を表します。

近年、人とペットを取り巻く環境や社会が大きく変化している中、人とペットの関係を未来に向けてより良いものとするのが重要であり、改正法に基づき、ペットを飼う上での飼養者の責任や動物取扱業者の守るべき基準が広く社会に認知され、適正飼養が促進されるよう努めてまいりたいと考えています。

こうした中、本市では、飼い主のいない猫による地域の生活環境被害や子猫の発生が問題となっており、その解決策として、地域猫活動の推進に取り組んでいます。活動の主体である地域住民への支援策として、不妊去勢手術の無料実施等を行っていますが、活動に取り組む市民からは、より手厚い支援の要望が寄せられています。今後、地域におけるこうした共助の取組が、より充実し、強化されるよう、必要な公助を検討していきたいと考えているところであり、国からの助成制度等の整備をお願いいたします。

また、改正法により令和4年6月に施行されるマイクロチップ装着等の義務化は、収容犬猫の所有者の把握と速やかな返還にもつながることから、積極的に推進したいと考えているところです。今後、マイクロチップ装着等の義務化に合わせて予定されている狂犬病予防法とのワンストップサービスについては、犬の所有者にとって使いやすい制度となるよう環境省及び厚生労働省が連携し、各自治体の状況等を見ながら適切なスケジュールの下で進めていただくようお願いいたします。

今後も、人と動物が共生できる優しく明るい社会を実現すべく、国や県と連携し動物愛護管理行政の充実に邁進してまいりますので、更なる支援をお願いいたします。

広島市長 松井 一實



北九州市	首長のお名前	北橋 健治	担当部署	保健福祉局保健衛生部保健衛生課
------	--------	-------	------	-----------------

北九州市では、平成21年に「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、動物の適正飼育の指導や啓発など様々な動物愛護の取組を進めてまいりました。また、平成26年11月には「致死処分ゼロ社会宣言」を行い、動物愛護団体や個人ボランティア、北九州市獣医師会等の多くの関係団体の協力を得て、犬猫の引取り数の削減や譲渡を推進するなど、社会全体で犬猫の致死処分ゼロに向けて取り組んでいます。

こうした取組の結果、多くの犬猫が処分される状況は改善され、致死処分数は、平成20年度の2,988頭から令和2年度には17頭まで減少し、致死処分ゼロの目標をほぼ達成することができました。

一方、全国では、多頭飼育問題や動物虐待を含め、動物取扱業者による不適切な飼養事例が相次いで発生し、動物の不適切な取扱いへの対応の強化が求められるようになりました。

このような中、令和元年6月の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対し、飼養施設の構造や規模、環境の管理、繁殖の方法等について遵守すべき飼養管理基準が段階的に施行されることになりました。これを受け、本市では、市内の動物取扱業者を対象とした監視指導や、新たな飼養管理基準についての研修等を通して、動物取扱業者の更なる適正化に努めているところです。

本市では、現在、持続可能な致死処分ゼロ社会の実現を目指し、「北九州市動物の愛護及び管理に関するあり方検討会」を設置し、今後の施策についての検討を進めています。今後も引き続き、市民や関係団体とともに、動物愛護管理に取り組んでまいります。

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、本市の施策への更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

北九州市長 北橋 健治

<b>福岡市</b>	首長のお名前	<b>高島宗一郎</b>	担当部署	保健福祉局生活衛生部生活衛生課
------------	--------	--------------	------	-----------------

平素より「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆さまの精力的なご活動に敬意を表します。

福岡市では、平成23年に適正飼育啓発に特化した施設を設置するとともに、平成25年に“犬猫殺処分ゼロ”への誓いを宣誓し、終生飼育の啓発に協力するペットショップの認定など独自の取組みを進めてまいりました。また、動物関係団体や福岡市獣医師会、ボランティアとの連携により「譲渡」を強く推進しており、令和元年度には初めて、犬と猫の実質的殺処分をゼロにすることが出来ました。

これは一つの通過点であり、持続可能な形で続けていくためには、依然として解決すべき課題が残されており、今回の改正は、販売業者への幼齢犬猫の販売日齢規制、犬猫の飼養管理基準の強化、マイクロチップ装着の義務づけなど、近年のペット流通や不適切な動物取扱業者に関する諸問題、犬猫の殺処分等の問題に対応した、大変意義のあるものと感じております。

今後とも、動物愛護や適正飼養の取組みをさらに推進し、人と動物の共生する社会の実現に努めてまいりますので、国における法的な整備に加え、地方自治体の取組みに対しましても、ご支援ご協力のほどお願いいたします。

福岡市長 高島 宗一郎

熊本市	首長のお名前	大西 一史	担当部署	動物愛護センター
-----	--------	-------	------	----------

本市では、動物と動物を飼う人、飼わない人が安心して心地よく暮らせる「人と動物の共生社会」を目指し様々な取組を行っているところですが、その実現のためには、全ての人々が「動物は命あるもの」であることを認識することが大変重要であると考えております。犬猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟の皆様のご尽力により 2019 年に改正動物愛護法が成立し、「人と動物が共生できる社会」がより近いものとなると感じております。

今回の法改正により、装着と登録が義務化されるマイクロチップは迷子、盗難、事故等の際に所有者の発見につながるだけでなく、動物の遺棄の抑止にも有効なものです。本市の動物の愛護及び管理に関する条例には、飼い主が名札等を動物に装着して所有者を明示する規定を設けており、動物愛護推進協議会と協働でその普及啓発を進めてまいりました。その結果、年間に迷子で収容される犬の数を 475 頭（平成 20 年度）から 151 頭（令和 2 年度）まで減少させることができました。

「名札等」にはマイクロチップも含まれますが、平成 28 年度に経験した熊本地震の中で、破損や脱落のないマイクロチップの必要性をより痛感したところであり、現在では迷子札だけでなくマイクロチップの装着についても、動物愛護推進協議会と普及啓発のためワークショップ等を行っております。

その他にも、適正飼養が困難な場合の繁殖防止措置が犬猫の所有者に義務付けられましたが、犬猫を飼い始めた際の不妊去勢手術等の徹底は多頭飼育崩壊を未然に防ぐためにも非常に重要なことです。マイクロチップの装着等と同様に不妊去勢手術等の徹底も広く普及することで、殺処分のさらなる減少が期待されます。

今後も「人と動物の共生社会」の実現に向けて、動物愛護推進協議会や市民との協働による犬や猫の殺処分ゼロを目指した取組を進めていくことで、動物愛護の普及啓発活動に一層努めてまいります。

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、地方自治体の独自の施策等に対し、さらなるご支援をお願いしたいと思います。

熊本市長 大西 一史

旭川市	首長のお名前	今津 寛介	担当部署	保健所 旭川市動物愛護センター
-----	--------	-------	------	--------------------

動物愛護法は、昭和48年に制定されて以来、改正はすべて議員立法により行われているところであり、動物愛護のためこれまで関係された議員の皆様の熱意と御尽力に心から感謝と敬意を表します。

令和元年6月に成立した「改正動物愛護法」は、動物虐待を防ぐことをねらい罰則が強化されたほか、ペットショップ等の動物取扱業の飼養管理基準の具体化や販売される犬や猫へのマイクロチップの装着の義務化が順次施行されており、本市においても北海道や警察との連携強化や、獣医師からの通報義務を徹底するなど対応が進んでいます。

本市では、同法の改正を受け、動物愛護条例を今年度から施行し、「人と動物が共生する心豊かな社会」の実現に向け取り組んでおります。また、日本最北の動物園である旭山動物園では「伝えるのは、命」を理念とし「命の温もり、命の尊さ」を北の大地から発信しているほか、平成24年に開設した動物愛護センター「あにまある」では、殺処分ゼロに向け動物譲渡の推進や、飼い主責任の啓発を強化するなど様々な分野から動物愛護の取組を進めているところです。

動物愛護の基本は、動物の命と尊厳を守っていくことであり、議員連盟の皆様におかれましては、動物の命が大切にされる社会の実現を目指し、引き続き行政の取組に御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

旭川市長 今津 寛介

<b>函館市</b>	首長のお名前	<b>工藤 壽樹</b>	担当部署	市立函館保健所生活衛生課 環境衛生担当
------------	--------	--------------	------	------------------------

中核市である当市では、令和元年6月の改正動物愛護管理法の施行を受け、令和2年6月「函館市動物愛護管理員の設置に関する条例」の公布・施行により、動物愛護管理担当職員の位置づけを明確化し、獣医師等動物の適正な飼養および保管に関し専門的な知識を有する者を必置としたうえで、動物の愛護および管理に関する事務を執行する体制を整えました。さらに、改正法により動物愛護管理センターの役割が定められましたので、獣医師を中心としてその機能を果たしてまいります。

また、当市においても少子高齢化は顕著であり、高齢者ペット問題や多頭飼育問題による引取り相談、依頼も増加していくことが予想されることから、今後も北海道や市内動物愛護団体等の関係団体と連携・協働しながら、犬・猫の殺処分がなくなることを目指して譲渡の促進に取り組むほか、諸問題の解決に向けて動物愛護管理に関する施策をより一層推進するとともに、市民の動物愛護意識の醸成を図るための普及啓発等に努めてまいります。

<b>山形市</b>	首長のお名前	<b>佐藤 孝弘</b>	担当部署	健康医療部生活衛生課 動物愛護センター
------------	--------	--------------	------	------------------------

山形市では平成31年4月1日の中核市移行に伴い「山形市動物愛護センター」愛称「わんにゃんポート」を開設しました。

当センターは動物愛護行政の拠点施設として、犬や猫の保護・収容機能を備えるとともに、動物愛護の観点に立ち、動物の適正飼養の普及啓発を推進しており、収容された犬・猫の新たな飼い主を探すための取組みや終生飼養の普及啓発などを実施しているところです。

あわせて、令和2年度より適正に飼養されていない飼い猫や飼い主のいない猫を対象とした「猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業」をガバメントクラウドファンディングを活用し実施しており、事業の趣旨にご賛同いただいた多くの方の支援や協力を得ながら猫の不必要な繁殖を防止する取組みを行っております。

今後とも人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、市民や関係団体等と連携しながら、動物愛護の取組みをより一層推進してまいります。

国においても、地方自治体が独自に取り組んでいる様々な施策に対して更なる支援をお願いします。

山形市長 佐藤 孝弘

水戸市	首長のお名前	高橋 靖	担当部署	動物愛護センター
-----	--------	------	------	----------

水戸市は令和2年4月、中核市移行に伴い動物の愛護と管理における推進拠点として水戸市動物愛護センターを設置し、動物愛護行政を推進しております。

市の中心部に近い立地条件を生かして市民の関心と理解を深める機会を多く設けるとともに、動物の愛護及び適正な飼養に関する取り組みを推進することにより、人と動物が共生する心豊かな社会の実現を目指しているところです。

動物愛護センターの開設により、市民の動物愛護に関する関心が高まる一方で、市民からは地域が抱える多くの要望が届いており、特に住宅密集地で見られる飼い主のいない猫の繁殖や、田園地帯では野良犬が捕獲されることがあるなど、解決しなければならない様々な課題が生じております。

さらに、新型コロナウイルス禍が長引く中、自宅にいる時間が多くなり、生活に癒やしを求めて犬や猫などのペットを飼う人が増えていますが、過去のペットブームでもあったように、飼ってはみたものの世話が大変などの理由で飼育放棄されるペットが増加することが危惧されます。

そのため市では、飼い主がまず行うべき遵守事項である狂犬病予防法に基づく登録や予防注射の徹底及び終生飼養やマイクロチップ装着など、飼養管理の基本的事項を飼い主に浸透させるため、幅広い世代に対し周知啓発に努め殺処分ゼロを継続してまいり所存です。

動物愛護法については、複雑化、多様化し続ける時代の流れの中で、ペットをはじめとする動物に対する関わりなどの変容を踏まえ、議員連盟の熱心な活動により5年ごとの規制等の見直しが行われているところですが、併せて地方自治体が行う動物愛護行政の取り組みに対する財政的な支援も含めてご検討をお願いしたいと思います。

水戸市長 高橋 靖

高崎市	首長のお名前	富岡 賢治	担当部署	生活衛生課 動物愛護センター
-----	--------	-------	------	----------------

家族の一員ともいえる動物と共生していくためには、言うまでもなく飼い主がルールやマナーを守って、動物をその命ある限り飼い続ける責任を果たすことが重要です。

高崎市では、平成 23 年 4 月の中核市移行とともに、動物愛護センターを開設しました。「犬猫の殺処分ゼロ」を目指して、安易な引取りは行わずに飼い主との丁寧な対話を通じて終生・適正飼養の啓発活動を行うとともに、ボランティア等と協力して積極的な譲渡活動を実施してきました。その結果、平成 22 年度 684 匹・94% だった殺処分数・率は、平成 28 年度には 90 匹・35% と大幅に改善したところです。

しかし、近年はいわゆる多頭飼育崩壊により、本市においても飼い主が手に負えなくなる事例が増えてきており、その対応は喫緊の課題となっています。

こうした中、2019 年に成立した改正動物の愛護及び管理に関する法律により、不適正飼養に対する行政の指導権限が強化されるとともに、動物取扱業における飼養管理基準が新たに定められたことで、一歩踏み込んだ助言や指導が行いやすくなり、動物愛護行政の推進に大きな力となっているところです。

今後も、人と動物が共生する快適な社会環境づくりに努めてまいりますので、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様におかれましても、引き続きご支援いただくとともに、益々のご活躍をご祈念申し上げます。

高崎市長 富岡 賢治



川越市	首長のお名前	川合 善明	担当部署	保健医療部保健所食品・環境衛生課
-----	--------	-------	------	------------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様には、動物の命が大切にされる社会をめざし、累次の法改正に取り組まれてきたことに対して深く敬意を表します。

2019年の動物愛護法の改正では、改正前と比べ多岐にわたり規制強化されましたが、その中でも動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の具体化や動物の虐待等の罰則強化については、動物の不適切な取扱いへの対応強化として大きな意義があると考えます。

本市では、動物愛護法に基づき動物愛護管理員を設置し、飼い主や動物取扱業者に対し適正飼養・終生飼養の徹底を普及啓発するとともに、本市の登録動物愛護団体との連携による譲渡促進等により殺処分ゼロを目標に取り組んでおります。市内の動物取扱業者に対しては、2021年6月に施行された環境省令で定める動物取扱業の遵守基準等、改正動物愛護法について周知を図るとともに、必要に応じて施設を確認し、新たな基準に係る指導を実施しております。

また、2022年6月に施行されるマイクロチップの装着について、犬猫の遺棄や逸走の未然の防止に寄与することから、繁殖業者等の義務対象者以外の飼い主に対しても普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

改正動物愛護法による効果については、これからの自治体による動物愛護施策の具体的な取組みの結果により表れると考えますが、一方で、今現在では想定することが困難な問題が生じることも考えられます。

貴連盟におかれましては、国民の生活様式や価値観の変化のみならず、自治体の取組みの結果、顕在化した法令上の課題に対して、さらなる法整備等をしていただき、人と動物がより良く共生できる社会が実現できるよう願っております。

川越市長 川合 善明

<b>越谷市</b>	首長のお名前	<b>高橋 努</b>	担当部署	保健医療部保健所生活衛生部
------------	--------	-------------	------	---------------

平素より、犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の御活動に深く感謝申し上げます。

本市は、平成27年の中核市移行後、収容した動物の殺処分ゼロを継続しております。これは、飼い主への返還と適正譲渡の促進に加え、飼い主のいない猫対策やボランティア団体との連携によるものと考えております。今後も殺処分ゼロを継続するには、動物取扱業者や市民の皆様の意識の向上を図るとともに、無責任な飼養者を減らしていく必要があると考えております。

先の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正では、動物取扱業のさらなる適正化を目的とした犬猫の飼養管理基準の策定、動物の不適切な飼養者に対する指導等の拡充など、動物取扱業者及び動物の所有者に対しての規制が強化されました。本市においては、法による規制が有効に機能するよう、動物取扱業者や市民の皆様に対して普及啓発を行っており、殺処分ゼロについても継続に努めてまいります。

今後、先の法改正に基づく行政処分を行うなか、新たな課題も生じてくると考えられます。議員連盟の皆様には引き続き、地方自治体の声を吸い上げていただき、次の法改正に反映させていただきますようお願い申し上げます。

令和3年10月26日

越谷市長 高橋 努

<b>川口市</b>	首長のお名前	<b>奥ノ木信夫</b>	担当部署	保健所生活衛生課 動物愛護係
------------	--------	--------------	------	-------------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、日頃より動物愛護行政の推進についてご尽力いただき深く感謝申し上げます。

川口市は、2018年4月の中核市移行に伴い保健所業務をスタートさせ、動物愛護行政についても多くの権限が埼玉県から移譲されました。また、それに合わせて「川口市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、動物愛護の基本理念を定め、これを達成するため「川口市人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の推進計画」を策定し、その実現に向けて日々取り組んでいるところです。

国においても2019年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、虐待に対する罰則の強化や飼養管理基準の見直しなど、現在、段階的に新たな制度が施行されております。これらは動物への対処のみならず飼養者等にも直接働きかけるものであり、動物を取り巻く環境の改善に寄与し、本法律の目的である“人と動物との共生社会の実現”が、また一歩前進するものと期待しております。

そうした動物愛護の機運が高まる一方で、世話をしきれないほどの動物を飼い飼育環境が破綻してしまう、いわゆる多頭飼育崩壊の問題が後を絶たず、飼養者への有効な手立てがなかなか見出せないのが現状です。こうした問題は飼い主や繁殖・販売業者等の資質に関わることであり、適正化を図るためには警察などの捜査機関をはじめ福祉関係機関、さらには動物取扱業界からも協力が得られるような連携の強化やそれに伴う権限の付与など、新たな体制づくりの必要性を感じております。

動物愛護行政についてはまだまだ歴史の浅い当市ですが、引き続き人と動物のより良い関係づくりに鋭意取り組んで参りますので、今後とも貴連盟の一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

船橋市	首長のお名前	松戸 徹	担当部署	保健所衛生指導課 動物愛護指導センター
-----	--------	------	------	------------------------

犬や猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様には、動物愛護の強化に向けて法律の整備にご尽力いただくとともに、日頃から動物愛護行政へのご支援を賜り、心から敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。

犬や猫をはじめとするペットは、近年ますます人に近い存在となっています。特にコロナ禍において、生活の潤いを求めてペットを飼い始める人が増えたことは、人と動物との絆の深さを再認識させられるものでした。

一方で、一部の飼い主による不適切な飼養や、飼い主のいない猫への給餌など周辺の生活環境の保全への支障を引き起こす事例は継続して発生しており、適正飼養の普及啓発が課題となっています。

このような中で、動物愛護議員連盟の皆様のご尽力により実現した改正動物愛護法の成立に伴い、本市では多頭飼育や飼い主のいない猫への給餌による問題を防ぐための取り組みを強化するため、令和3年3月の「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」の改正と合わせて、令和3年7月に「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」を策定し、秩序を守りながら、人と、犬や猫との調和のとれた共生社会を実現するための基本的な考え方をまとめました。

多頭飼育や飼い主のいない猫の問題を解決するためには、飼い主又は給餌する人と地域との信頼関係の構築や、速やかな繁殖防止措置の実施が欠かせないと考えています。本市としては、町会自治会やボランティアの方々など幅広い方々と連携しながら、より実効性の高い動物愛護の施策を目指して取り組んでまいります。

動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、自治体における課題解決に向けた多分野・多職種間の連携をスムーズに進めるために、関係省庁間で殺処分問題について取り組むべき課題が共有されるよう、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

船橋市長 松戸 徹

<b>横須賀市</b>	首長のお名前	<b>上地 克明</b>	担当部署	民生局健康部保健所生活衛生課 動物愛護センター
-------------	--------	--------------	------	----------------------------

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、動物取扱業による適正飼養の促進を目的とした飼養管理の遵守基準が明示され、悪質な事業者を取り締まれる体制が整いました。これに加えて、動物の健康及び安全を保持し、生活環境の保全上の支障が生じることを防止するため、動物の適正飼養のための規制が強化されました。

横須賀市では、周辺住民からの動物の苦情相談等により、不適正飼養が発覚することがあり、動物をみだりに繁殖している場合には、繁殖防止措置を講じる必要がありますが、飼養者へ行政指導を実施しても不妊手術を個人で行うことは困難な場合が多く、ボランティアの協力が欠かせないのが現状です。このほか動物虐待が認められたときには、警察への情報提供及び合同立ち入りが必要となることも想定されます。

以上の点から、改正法の主旨を迅速かつ適切に実施するためには、住民、ボランティア、警察との連携を、より一層深めていかなければならないと痛感しております。

法改正後、横須賀市には、動物取扱業者への規制以外にも、殺処分ゼロに対するご要望が数多く届いています。しかし、負傷や病気等により、収容動物に苦痛を与えてしまう場合や、人に対して強い攻撃性を示す動物には、殺処分を選択せざるを得ない状況となっております。そのため動物愛護センターの力だけでは診断、治療できない負傷動物は、獣医師会や開業獣医師との委託契約を更に活用し、攻撃性のある動物はボランティアからの協力を得て訓化することに注力していきたいと考えております。

その他本市では、市内小学校を対象に動物愛護啓発活動団体の協力を得て、動物愛護精神の普及啓発に係る講演会を実施しており、引き続き、大人だけでなく子供たちへの終生飼養の啓発をさらにすすめてまいります。

また今年8月には、動物の愛護のために役立ててほしいという思いが添えられた多大なご寄附を動物愛護センターに賜りました。今後、動物愛護と福祉及び普及啓発活動の推進に活用し、人と動物の共生する社会の実現に向けて尽力してまいります。

横須賀市長 上地 克明

<b>金沢市</b>	首長のお名前	<b>山野 之義</b>	担当部署	保健所衛生指導課 動物愛護管理係
------------	--------	--------------	------	---------------------

動物を愛護することは、動物とのふれあいを通じて、人の心身の健康維持にも深く関わり、社会生活の質を高めることにつながると考えます。人と動物が幸せに暮らす社会を実現するためには、動物の飼い主も飼い主でない人も共に動物愛護の重要性を理解することが必要です。

本市では、平成29年度から犬猫の「殺処分ゼロ」を目指して、適正・終生飼育の推進に取り組んでおり、負傷などで保護収容された仔猫を新しい家族へ命のバトンをつなぐための譲渡会や適正飼育講習会、「犬のしつけ教室」などを開催しています。

また、動物愛護週間にあわせて、人と動物の心温まるふれあいをテーマに「金沢ペットフォトコンテスト」を開催し、広く市民に動物愛護の普及啓発に努めているところです。

令和元年6月に改正されました「動物愛護管理法」では、動物取扱業の更なる適正化、動物の不適切な取扱いの防止、マイクロチップの装着義務、所有者への不妊・去勢手術等の義務、動物虐待に対する罰則の強化などが盛り込まれました。我々地方自治体においては、動物取扱業者の監督、動物の所有者に対する指導、動物愛護の啓発活動など、これまで以上の役割が求められていると思います。

本市では、この法改正を受け、令和3年3月に、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的に「金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する条例」を制定しました。今後とも、動物愛護の施策を一層推進してまいります。

国におかれましても、法的な整備に加え、飼い主のいない猫への対策など自治体が独自に取り組んでいる様々な施策に対して更なる支援をお願いします。

甲府市	首長のお名前	樋口 雄一	担当部署	福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
-----	--------	-------	------	-------------------

日頃より関係議員の皆様方には、動物愛護行政の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物取扱業における飼養施設や従業者数の数値基準が明確になったこと等により、不適切な飼養管理を行う事業者に対して具体的な指導、助言を行えるようになりました。このことは、犬猫等の愛護動物の健康や安全を守る上でとても重要なことです。

本市では望まれない猫の繁殖を抑制し、殺処分や交通事故にあう不幸な猫が少しでも減るよう、猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成しております。また、令和2年度からこの事業をより一層進めるため、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施し、多くの皆様からのご支援を賜り事業を推進しているところです。このクラウドファンディングの実施を通じ、多くの方が動物愛護に関心を持っていただいていることを改めて認識し、この取組の重要性を感じております。

今後も「人と動物が調和し共生できる社会」の実現を目指して、TNR活動や地域猫活動の普及に向けた取組を実施するなど、犬猫の殺処分数を削減するための事業を推進して参ります。

動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、引続き犬猫の殺処分数を削減させるための施策へのご支援を賜りますようお願いいたします。

最後に、議員の皆様のご活躍と連盟のご発展を祈念いたしまして、私のメッセージとさせていただきます。

甲府市長 樋口 雄一

<b>高槻市</b>	首長のお名前	<b>濱田 剛史</b>	担当部署	健康福祉部保健所保健衛生課
------------	--------	--------------	------	---------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、この度の動物の愛護及び管理に関する法律改正に係る御活動に心より敬意を表します。

貴議員連盟の皆様のご尽力により改正された法律を踏まえ、大阪府において、令和3年4月に「大阪府動物愛護管理推進計画」が改定されました。

本市におきましては、同計画に沿って、今後も引き続き、飼い主の方々への動物の適正飼養や終生飼養等の普及啓発とともに、犬猫の殺処分数の削減に努め、人と動物が共生する社会の実現に努めてまいります。

最後に、貴議員連盟の今後益々のご発展と皆様のご活躍を祈念いたします。

高槻市長 濱田 剛史



奈良市	首長のお名前	仲川 げん	担当部署	健康医療部保健所保健衛生課
-----	--------	-------	------	---------------

令和元年度に成立しました「改正動物愛護法」では、これまで犬猫の収容施設、殺処分施設と見なされてきた保健所ですが、動物の愛護・適正飼養に必要な業務等として、その役割が明確に規定されました。

これは時代の変化に即したものであり、奈良市保健所が目指す「犬猫殺処分ゼロ」事業の活動を後押しするものであったと考えております。

私は、平成30年度の市長マニフェストで「犬猫殺処分ゼロ」を達成することを目標としてかけ、「引取りの減少」、「飼養の充実」、「譲渡の推進」を3本柱として事業を進めてまいりました。

一つ目の柱である「引取りの減少」では、飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金制度を創設し、TNR活動を推進することとしました。

二つ目の柱である「飼養の充実」では、預かりボランティア制度を創設し、幼齢猫の飼養環境の向上を図り、人馴れしていない犬猫の馴化に努めました。

そして、三つ目の柱である「譲渡の推進」では、譲渡ボランティア制度や譲渡動物不妊去勢手術補助金制度、犬猫パートナーシップ店制度を活用し、譲渡力の向上を図ってまいりました。

また譲渡数は、平成20年度の4件から令和2年度には173件と、過去最多を記録しています。

このような市民の方々の意識の高まりに後押しされて、平成20年度に663件だった殺処分数は、令和元年度に初めて「ゼロ」を達成し、令和2年度も「ゼロ」を継続することができました。令和2年度にはさらに事業を拡大するため、ふるさと納税で「犬猫殺処分ZEROプロジェクト」を開始し、令和3年度からは、頂いた1千万円余の寄附金を活用し、協力して頂くボランティアの負担軽減、飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金事業及び負傷した犬猫の医療の拡充を図っております。

引き続き、愛護の精神に則った事業の展開を心がけて参ります。

奈良市ふるさと納税URL <https://www.city.nara.lg.jp/site/furusato/>

最後になりましたが、貴議員連盟におかれましては、今後ますますの動物愛護行政施策を推進いただけることをご期待申し上げます。

奈良市長 仲川 げん

<b>和歌山市</b>	首長の お名前	<b>尾花 正啓</b>	担当 部署	健康局健康推進部生活保健課 動物愛護管理センター
-------------	------------	--------------	----------	-----------------------------

平素より、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様の動物愛護に対する取り組みには、心から敬意を表します。

この度の動物の愛護及び管理に関する法律の改正では、幼齢の犬猫の販売の制限や施設における飼養管理基準の具体化等、第一種動物取扱業者への規制が強化されたことにより、業者による適正な飼養が期待されます。さらに販売の際のマイクロチップ装着の義務化は、動物の終生飼育に大きく寄与するものと考えています。

さて、当市では動物愛護行政の拠点として令和元年10月に和歌山市動物愛護管理センターを設置しました。当センターの運用開始とともに、市民、ボランティア、関係団体と連携し、殺処分ゼロに向けて取り組んでまいりました。その結果、犬猫の譲渡数は順調に増え殺処分数は犬については殺処分ゼロを保ち続けており、猫についても大きく減少しています。

また、和歌山県と協力して、不幸な猫をなくし、野良猫と地域住民が共に暮らすための地域猫対策について当市も取り組んでまいりました。しかしながら、依然として多数の猫がセンターに保護収容され続けており、今後も人と動物の共生社会の実現に向けた取り組みを積極的にすすめてまいります。

国においては法的な整備に加え、地方自治体が独自に取り組んでいる事業に対して更なるご支援をお願いしたいと思います。

和歌山市長 尾花 正 啓

<b>松江市</b>	首長のお名前	<b>上定 昭仁</b>	担当部署	健康部保健衛生課
------------	--------	--------------	------	----------

超党派の国会議員の皆様をはじめ関係者のご尽力によりまして、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に至りましたことに深く敬意を表する次第です。

令和元年の法改正により、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化が図られました。これにより、動物の適正な飼養環境が確保されるとともに、法の目的とする「人と動物が共生する社会」の実現に向けて着実に前進するものと期待しています。

松江市においては、平成30年4月に中核市となり、島根県と共同設置した松江市・島根県共同設置松江保健所を中心として、島根県と連携して動物愛護に係る事業に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和3年10月21日

松江市長 上定 昭仁

<b>倉敷市</b>	首長のお名前	<b>伊東 香織</b>	担当部署	保健所生活衛生課
------------	--------	--------------	------	----------

改正動物愛護管理法により各種規制が強化されましたが、特に、動物取扱業に対する規制強化について、動物取扱業者の反応も大きく、飼養施設基準等について、多くのご相談、お問い合わせをいただいております。規制強化の効果については、現在のところ検証できておりません。

また、倉敷市における動物愛護管理施策としましては、令和2年7月より、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成制度を開始し、人と動物との共生社会の実現に向けた取り組みを強化したところです。

今後については、犬猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化について、狂犬病予防法における犬の登録も併せて、市民へ十分な説明を行い、スムーズな導入を目指していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

下関市	首長のお名前	前田晋太郎	担当部署	動物愛護管理センター
-----	--------	-------	------	------------

令和元年（2019年）に「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部が改正され、「幼齢の犬猫の販売制限」、「所有者不明の犬猫の引取りの取扱い」、「マイクロチップの装着及び登録の義務化」、「動物の虐待等に対する罰則の強化」など、動物の愛護と適正飼養を推進し、人と動物が共生する社会の実現を図る上で、重要な内容が多岐に渡り盛り込まれたところですが、これも貴連盟をはじめとする国会議員の皆様方の御尽力の賜物と認識しております。

今般の法改正を受け下関市においては、「殺処分数の増加につながりうる所有者不明の犬猫の安易な引取りを行わない」、「ミルクボランティアを募集する」、「収容した犬猫については、動物愛護団体と連携した譲渡を実施する」などの取組みを強化推進することといたしました。

貴連盟におかれましては、動物の健康及び安全の保持等の観点から定められる飼養管理基準について、引き続き、現場の実態に即した分かりやすい措置を講じ、また、各自治体が地域の実情等に応じて、独自に取り組んでいる様々な動物愛護管理の施策に対し、きめ細やかに支援を行っていただけるよう、国への提言等をお願いいたします。

昨今では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、自宅で過ごす時間が長くなり、ペットに癒しを求めようと子犬や子猫などを飼い始める人が増えている一方で、飼ってはみたものの世話に負担を感じるなどして、飼育を放棄する事例も起きております。こうした状況を受け、本市においても、人と動物が共生できる明るい社会の実現を目指し、犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の普及啓発等を推進してまいります。

下関市長 前田 晋太郎

高松市	首長のお名前	大西 秀人	担当部署	健康福祉局保健所生活衛生課
-----	--------	-------	------	---------------

2019年の動物愛護管理法の改正により、動物の所有者等の責務規定の明確化や、所有者不明の犬猫の引取り拒否事由の規定が定められたことにより、地域の実状や個別事案に合わせた対応・対策の必要性を強く感じております。

高松市では、保健所への収容数や野良猫による地域の問題を減少させるための対策として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術支援事業を今年8月から開始し、支援を希望される方と対話し、地域に合わせた対策を講じております。

また、殺処分される犬猫を減らすための対策として、収容犬猫を保管し、譲渡につなげる、犬猫一時保管施設（仮称）の整備事業や、幼齢犬猫を一時的に預かり、授乳等を実施するミルクボランティア事業に取り組んでいるところです。

さらに、これら事業と合わせて、「たかまつ with わんにゃんプロジェクト」を立ち上げ、現在、クラウドファンディング※を実施中であり、殺処分の現状とその対策事業について周知を図り、皆さまの御理解と御支援を募っているところであります。

今後とも、人と動物が共生できるまちづくりを目指して、市民やボランティア、関係団体等と連携しながら、動物愛護管理施策について、一層、推進してまいりたいと存じます。

※ふるさとチョイス【URL】<https://www.furusato-tax.jp/gcf/1402>

松山市	首長のお名前	野志 克仁	担当部署	生活衛生課 動物愛護担当
-----	--------	-------	------	--------------

平素から、犬猫の殺処分ゼロを目指し、動物愛護に取り組まれ、深く敬意を表します。

さて、動物の遺棄や虐待をはじめ、悪質な動物取扱業者が動物を不適切に飼養したり、多頭飼育崩壊したりが、以前から社会問題になっています。一方、2019年に動物愛護管理法が改正され、動物が不適切に取り扱われるのを未然に防止し、法の理念である人と動物が共生して暮らせる社会の実現に近づけると考えています。

松山市では、関係団体と協力し複合的に取り組み、犬は平成28年度から、猫は令和2年度から殺処分を行っていないものの、猫の収容頭数は他の自治体と比較して多くなっています。今回の法改正で、適正に飼養するのが難しい場合は、繁殖を防止するよう義務化され、無責任な餌やりに指導する権限が明確にされました。放し飼いや飼い主がいない猫が繁殖するのを防ぎ、引取り数と殺処分数が減るほか、周辺的生活環境が保全される効果を挙げています。

また、来年6月から犬猫の繁殖業者などに、売却した犬猫へマイクロチップを装着するよう義務付ける制度が始まります。迷い犬猫を速やかに飼い主へ戻せると期待されています。

松山市では引き続き、犬猫の引取り数と殺処分数を削減するため、国や県、関係団体と連携しながら、ハードとソフトの両面からアプローチし、解決に向けて取り組んでいきます。

地方自治体は、日々、現地・現場で命の大切さを痛感しながら、地域の人々と調和するよう、様々な動物愛護の取組に努めています。動物の命が大切に扱われ、殺処分数を減らせる社会を目指し、引き続き超党派の国会議員の皆様が活動を継続されますよう要望させていただくとともに、地方自治体に更に御支援をいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

令和3年10月27日

松山市長 野志 克仁

長崎市	首長のお名前	田上 富久	担当部署	市民健康部動物管理センター
-----	--------	-------	------	---------------

このたび「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様の御尽力により、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に一層寄与すべく、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が改正されましたことに対し、深く感謝の意と敬意を表します。

今回の法改正は、動物取扱業のさらなる適正化及び動物の不適切な取扱いへの対応の強化が行われ、適正飼養等に関する普及啓発の取組みを進める上で意義深く、官民一体となった動物の愛護及び管理に関する取組みが進展するものと期待しております。

今後の動物愛護管理法にかかる要望につきましては、今日、ペットショップ等における安易なペットの購入が飼育放棄等を誘発する要因ともなっており、我が国においても生体販売に対する規制強化、飼育免許制等の導入、SDGsの観点等も含めた3Rの原則の一般化及び受益者負担による犬猫の引取り及び譲渡に関する制度構築等も検討すべき時期にきているのではないかと思料されます。ペットの飼育等に伴う生活環境被害、飼育マナー違反、動物福祉に反する行為等に対する措置の強化等が、動物による生活環境被害の防止及び動物福祉を向上させる観点から必要であり、今後の法整備の検討が必要な点ではないかと考えております。

近年、少子高齢化や核家族化を背景としてペットと家族同様に暮らす人が増える反面、飼い主のマナー違反、不適切飼養等による地域の生活環境の悪化、地域で孤立する高齢者、生活困窮者等による多頭飼育崩壊の発生、飼い主のいない猫への不適切な餌付け行為等が顕在化しております。多頭飼育崩壊の発生、飼い主のいない猫への不適切な餌付け行為等につきましては、社会的弱者によって引き起こされる問題でもあるため、長崎市としましては、福祉との連携等が必要と考え、福祉等の関係機関及び動物愛護ボランティアと連携した対応を行い、多頭飼育崩壊等の解決を図っているところですが、根本的な解決を図るには、少子高齢化、社会的弱者の孤立等といった社会問題の解決に資する視点が必要不可欠であると痛感しております。

動物愛護管理法の目的にありますように、動物の愛護が生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資することから、長崎市では、市民への動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に努めるとともに、動物愛護団体等との連携、協働を進め、平成26年度から今日まで犬の殺処分ゼロを継続しております。

今後とも、人と動物の共生社会の実現を図るため、動物愛護団体等と協働しながら、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に積極的に取り組んでまいりますので、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様方におかれましては、更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



<b>佐世保市</b>	首長のお名前	<b>朝長 則男</b>	担当部署	保健福祉部生活衛生課
-------------	--------	--------------	------	------------

佐世保市では、令和3年10月に佐世保市動物愛護センターを新たに整備し供用開始いたしました。この動物愛護センターは、これまでの古い施設ではできなかった、子犬や子猫の哺育、獣医師による検査、治療、手術、また里親希望者に対する見合いや飼い方、しつけ方の講習会会場などの新しい機能を備えた施設として整備いたしております。

今後は、当該施設を拠点に、市民の皆様の動物愛護に関する知識を深め、より身近に命を感じていただけるようさまざまな取り組みを行う予定です。

一方、令和元年度の改正動物愛護法では、マイクロチップの義務化、虐待等に関する罰則の強化など、行政が犬や猫の問題に対して取り組む上で、より大きな責任のある改正がなされました。

本市におきましても、犬や猫による糞尿の問題、動物虐待や多頭飼育崩壊事例、高齢者等の飼育困難となった犬や猫の問題などが多くございます。こういった問題に対しまして、近隣の自治体、獣医師会、ボランティア、地域のみなさまなど関係する方々と連携を深めながら、改正動物愛護法に基づき適正に対応を進めてまいります。国におきましても更なるご支援をお願いしたいと思います。

佐世保市長 朝長則男

<b>大分市</b>	首長の お名前	<b>佐藤樹一郎</b>	担当 部署	保健所衛生課 大分市動物愛護センター
------------	------------	--------------	----------	-----------------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟におかれましては、日頃より大分市の動物愛護行政にご理解とご支援を賜りお礼申し上げます。皆様方の精力的な活動により、動物とヒトのよりよい共生社会の実現に向けて、機運が醸成されているところでございます。

2019年に成立しました「改正動物愛護法」では、人と動物の共生する社会の実現を目的としており、大分市でもこの法改正と機を同じくして、責任ある飼育の指導と啓発、動物福祉の教育と共生意識の醸成、収容犬猫の返還や譲渡、災害等緊急時被災動物の避難救護活動拠点の4つを活動の趣旨とした「おおいた動物愛護センター」を大分県と共同で開所しました。

また、大分県は、本年3月に「大分県動物愛護管理推進計画（第3次）」を策定しており、大分市もこれに基づき人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会を目指した取組みを推進しております。今後も、おおいた動物愛護センターを中心に、「動物愛護教室」や「しつけ教室」「命の授業」など様々な取組みを続け、こうした活動を継続していくことで動物愛護の精神が市民・県民に浸透し、処分される犬猫の減少にもつながるものと考えており、大分県とともに一丸となって取組んでまいりたいと思います。

議員連盟の皆様方におかれましては、大分市の取組みにご理解いただくとともに、動物愛護の現場の声にも耳を傾けていただき、動物とヒトとのよりよい共生社会の実現にご尽力いただくことをお願いいたします。

大分市長 佐藤 樹一郎

宮崎市	首長のお名前	戸敷 正	担当部署	保健衛生課 動物愛護センター
-----	--------	------	------	-------------------

日頃より、動物愛護行政への取組みにご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、動物の愛護及び管理に関する法律の改正にあたりましては、大変ご尽力いただきまして、感謝申し上げます。

宮崎市では平成29年4月に、人と動物が真に共生する社会の実現をめざすため、宮崎県と共同で「動物愛護センター」を設置し、市民への犬猫の譲渡・適正飼養の啓発・教育や動物取扱業者への指導等を通じて、殺処分の減少などに取り組んでおります。

また、令和3年度に宮崎県が策定した「第三次動物愛護管理推進計画」に沿い、宮崎県と協力し動物愛護事業を総合的に実施しているところです。

このたびの法改正につきましては、動物取扱業者の遵守基準や動物取扱責任者の資格要件が厳格化されましたので、動物取扱業者への指導強化を図って参ります。また、罰則の強化は、動物の遺棄・虐待の抑止力となることを期待しております。

本市では今年度、宮崎市動物愛護促進議員連盟から動物との共生に関する条例が発議され、多頭飼育の届出や飼い主のいない猫に対する不適切な給餌の改善などを規定する、いわゆるマナー条例が制定される予定であります。これにより、犬猫の飼養管理が改善されることを期待しております。しかしながら、本市に寄せられる苦情は、野良猫による糞尿や鳴き声など生活環境への被害によるものが多く、その対応に苦慮しております。

貴連盟におかれましては、猫の登録制度、室内飼養の義務化など効果的な法の整備をご検討いただきますよう要望いたします。今後も法の趣旨にのっとり、人と動物が真に共生する社会の実現に向けて尽力してまいりますので、議員の皆様方の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年10月14日

宮崎市長 戸敷 正

<b>鹿児島市</b>	首長の お名前	<b>下鶴 隆央</b>	担当 部署	健康福祉局保健部 生活衛生課動物愛護管理係
-------------	------------	--------------	----------	--------------------------

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様におかれましては、日頃から動物愛護の推進にご尽力いただき、心より感謝申し上げますとともに、深く敬意を表します。

犬猫などのペットは、生活を豊かにしてくれるかけがえのない存在であり、大切な家族の一員として深い愛情を注いでおられる方々がいる一方で、飼い主による不適切な飼養など、動物愛護の精神に反する行為が依然としてなくなる状況もあります。

鹿児島市では、2019年の動物愛護管理法の改正を受け、翌年、「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、動物愛護管理員の設置や猫の多頭飼養の届出、飼い主のいない猫への不適切な給餌の禁止など、本市の実情に即した具体的なルールを定め、不幸な猫等を減少させる取組を進めております。

また、動物殺処分ゼロの実現に向けて、まずは収容数の減少が欠かせないことから、飼い主への終生飼養の啓発や犬猫の譲渡促進、地域猫活動等の施策に積極的に取り組むとともに、本年度から、幼齢猫の命を救うため、哺育管理に精通した市民に人工哺育を依頼する「ミルクボランティア活動支援事業」を新たにスタートしたところでございます。

今後とも、人と動物の調和のとれた共生社会を目指し、市民や関係団体等と連携しながら各種施策を推進してまいりますので、貴連盟には、新たな政策提言・情報発信をお願いするとともに、更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

鹿児島市長 下鶴 隆央

那覇市	首長のお名前	城間 幹子	担当部署	環境部環境衛生課
-----	--------	-------	------	----------

はいたい ぐすーよー ちゅーうがなびら（皆様 こんにちは。）

『改正動物愛護管理法』が2019年6月に成立し、また一步、人と動物の共生する社会の実現に向けて前進したことはまことに喜ばしい限りです。これもひとえに「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の皆様のご尽力のたまものであり、心から敬意を表します。

さて、本市は平成25年度に中核市へ移行し、沖縄県より犬や猫の収容等の業務が委譲されました。以来、市民との協働により『人と動物が調和し、共生する地域社会の実現』を目指して取り組んできました。そして、令和2年度に初めて犬の殺処分数ゼロを達成し、市民の皆様と喜びを分かちあえたことは大きな成果だと思っています。

また、猫の殺処分数も、平成25年度252匹に対し、令和2年度は43匹へと大幅に減少しています。しかしながら、その数は決して少ないものではありません。まだまだ、犬猫の殺処分ゼロへの道のりは容易ではないと感じています。そのため、市・市民・飼い主等の責務や飼い主の遵守事項等を規定した「那覇市動物の愛護及び管理に関する条例」を令和3年6月に施行しました。

本市といたしましては、本条例に基づき、動物愛護の更なる普及啓発や施策の展開に取り組んでいく所存です。

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の皆様をはじめ、関係各位におかれては、今後とも『人と動物が調和し、共生する地域社会の実現』に向けて、お力添えをお願いしたいと思います。

那覇市長 城間 幹子